

平成28年第3回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成28年9月15日（木曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	堀部好秀	3番	鏑本規之
4番	黒田芳弘	5番	舩渡洋子
6番	白井悦子	7番	高田文一
8番	高橋勝美	9番	安藤重夫
10番	道下和茂	11番	中村重光
12番	村瀬明義	13番	若原敏郎
14番	瀬川治男	15番	後藤壽太郎
16番	上谷政明	17番	大西徳三郎
18番	鵜飼静雄		

欠席議員（1名）

2番 江崎達己

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	川治秀輝	総務部長	岡崎誠
企画部長	大野一彦	市民環境部長	森寛
健康福祉部長	村瀬正敏	産業建設部長	青木幹根
林政部長兼 根尾総合支所長	蜂矢嘉徳	上下水道部長	三浦剛
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者兼 会計課長	小野島広人

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内重正	議会書記	杉山昭彦
議会書記	山田寿成		

開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）

議席番号2番 江崎達己君より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において代表質問、一般質問の場面を放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号3番 鏑本規之君と4番 黒田芳弘君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、代表質問、一般質問を行います。

最初に代表質問を行います。

市政自民クラブ代表、13番 若原敏郎君の発言を許します。

○13番（若原敏郎君）

皆さん、おはようございます。

本巢市議会では、平成28年3月25日全員協議会において正式に会派制が認められました。この会派制度の導入により、今9月定例議会と3月定例議会において代表質問ができることとなっております。

今月の定例議会において、市政自民クラブを代表しまして、若原敏郎が代表質問をさせていただきます。

取り決めにより、一括質問とさせていただきます。限られた時間ですので、再質問は余りできないかと思っておりますので、御答弁は適切によりしくお願いしたいと思います。

また、各地で問題になっております政務活動費なんですけど、我々の会派としましては、政務活動費については以前より会派で一括受領し、幹事長兼会計の黒田議員が厳しく管理をしておりますので、議員活動に有効に使用させていただいていることをこの機会に報告しておきます。

平成27年度決算書が今9月定例会に提出されました。

大きい1点目として、27年度決算書について通告に従い、4点質問をさせていただきます。

1 番目に、平成27年度決算から、本巢市の将来についてを質問させていただきます。

本巢市の平成27年度決算書により、一般会計・特別会計を合わせた総決算額は、前年度に引き続き黒字が保たれており、健全な財政運営が行われ、執行部の堅実で効果的な予算執行については大変感謝をしております。

一方で、投資的経費については、平成25年度繰り越し事業として進められた社会資本整備総合交付金事業及び小・中学校施設改修事業がなくなったことにより、減少となっております。将来を見越した新たな社会資本整備や、老朽化していく公共施設の整備や新たな公共投資は、今後の計画に必要となってくると考えますが、1点目として、健全財政の維持継続と、将来への投資について市長にお伺いいたします。

次に、2点目としまして、防災体制の一層の強化への考えについてお尋ねをいたします。

1976年9月12日は9・12災害の日でした。ちょうどこの時期でありまして、台風17号の接近により、集中豪雨で安八郡安八町の大森で長良川右岸堤防が決壊し、水防活動をしていた区長さんが巻き込まれ死亡、3,500戸を超える世帯が床上浸水の被害を受けました。同時に、県内では当時100の市町村が被害を受け、死者・行方不明者は9人に上りました。当時、名神高速道路から見た、この一面の浸水の、水につかったこの惨状を今でも私も思い出します。

ことしはあの9・12災害から40年になります。また、ことしの台風10号は、8月30日に岩手県の太平洋側から、強い勢力のまま過去にない異常な動きをして上陸しました。地球温暖化による強い台風なのか、このような迷走台風は初めてのことだと聞いて、本当に脅威を感じました。

洪水に関する防災体制と、次に地震に対する警戒も必要だと思います。

本年4月、熊本地震はいまだに余震が続き、改めて地震の怖さを思い知らされました。活断層地震は1カ所起きるとその周辺にひずみができ、さらに地震が誘発されると言われています。

また、南海トラフによる地震は、30年以内に70%の発生確率があると言われていています。以前は、この地震は予知できると言われ、学者が調査・研究を重ねてまいりました。1978年には、予知を前提とする大規模地震対策特別措置法がつくられ、耐震工事など膨大な国費が使われてきました。しかし、実際に予知の科学的根拠が明確に示されていないのが今の現状であります。

本巢市としましては、こうしたことから地震も台風などによる豪雨も、本市が集中的に襲われることを想定しなければならないと思っております。

地震・洪水対策として、災害対策本部設置から指示体制のあり方や、地震対策として、建築物耐震診断・木造住宅に係る耐震補強工事は、今どれくらい進んでいるのか、実施率は何%まで達成しているのか、疑問に思います。

また、自治会への自主防災組織活性化補助の普及率は前年と比較し、いかがですか。平成27年度は減少していましたが、資機材・備蓄品が行き渡ったものなののでしょうか。その点もお伺いしたいと思っております。

また、毎年実施される市の防災訓練も、自治会や各個人に対しても改めて防災への再認識がつながり、大変効果がある有意義な訓練であります。市民の意識や防災体制はその後において、深化を

していると考えておられますか、お伺いしたいと思います。

次に、3点目としまして、今後の北部地域の対策についてをお伺いいたします。

市北部地域では、高齢化・人口減少問題が緊急を要する課題であります。また、有害鳥獣の農作物への被害が、北部では特に猿・鹿・イノシシの被害が増大しております。

これまでもさまざまな対策が講じられておりましたが、問題が大き過ぎてどれも決め手に欠け、効果的な対策はありません。これでは、高齢者は住めなくなってしまいます。

人口減少への対策は、北部では農業以外での雇用の場の確保など、農業なら採算の合う農業のやり方を示すか、また地域の住民の方と一緒に考えることが必要と考えますが、市の今後の対策をお伺いいたします。

4番目としまして、社会保障の財源不足の影響による生活貧困者の救済はということであります。

来年4月から2019年の10月まで、消費税10%になる増税が再延期されました。消費税率10%が2年半再延期され、増税増を前提に予定されていました社会保障の充実策は宙に浮いた形となっていると言われております。

社会保障の充実策のうち、低年金の高齢者支援を目的に最大月額5,000円を支給する年金生活者支援給付金は、増税再延期によって代替財源の確保が極めて難しいとされるなど、国の社会保障の財源不足の影響は、今後社会情勢から対象市民に影響があると、大変危惧しております。

現在も今後も、高齢者ばかりの世帯では、また正規の職につけず収入の少ない世帯でも、生活費や医療費は本当に削るわけにはいきません。国の政策だからといって、市としては低年金や無年金で生活保護を受ける高齢者が過去最多となる中、支援が急がれる人を見過ごすことは、問題になるのではないのでしょうか。市としてできることは何か、対応をお尋ねいたします。

続きまして、大きい2点目に入ります。

初年度となる第2次総合計画についてをお尋ねいたします。

目指す将来像は、自然と都市の調和の中で人がつながる活力のまち本巢、都市部と山間部の市地域において、自立した市民がともに支え合い、次世代へ住みよいまちを受け渡していく活力のあるまちを目指します。本当にすばらしい言葉だと思うし、事実そうしなければならぬと私も感じております。

東海環状自動車道の開通の予定も立ち、既整備の工業団地の企業誘致も進み、日本のほぼ中心にある本巢市にとっては、災害も比較的少なく、将来が明るいと考えられます。これからは近隣市町と連携し、自信を持って次世代に渡せるまちづくりが重要と考え、市長の決意をお伺いしたいと思います。

今回、特に以下3点について質問をさせていただきます。

1点目は公共交通についてであります。

1点目、通学・通勤・通院など、市民ニーズに合った公共交通をお願いしたいということです。

岐阜県は自動車の保有台数が多く、全国的に自家用車依存率が高いと言われております。そのうちの、今の本巢市では、わずかな路線バスがあるばかりで、自家用車に頼り移動しているのが現状で

あります。岐阜市の近郊に位置し、名古屋市へも通勤圏のこの本巣市は、車に過度に依存することで中心市街地的な箇所がなくなり、これから迎える高齢者人口が増加する社会においては、生活の質が脅かされるのではないかと私は考えております。

まずは樽見鉄道と連携し、本巣市の中心市街地となる拠点から、岐阜市、またJRの鉄道の駅のバス路線などの公共交通を考える必要があるのではないかと考えております。

現状のままの自家用車依存の当地域では、就学生徒や高齢者には大変不便に感じておられると思います。また、市内に中心市街地が存在しないことは、新たな居住地として選択されるにはマイナスになると感じております。この点について、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、2点目としまして、子育て環境・支援の充実についての質問をいたします。

この問題は、市長も重要と位置づけ、本巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略でも施策を展開されているところであります。

留守家庭教室利用が3年から6年に拡充され、子育てしながら働く女性の環境は向上していると思います。さらなる夫婦共働き世帯の増加や、多様な就労形態の増加で、子どもの保育・教育に対する保護者のニーズに対応するため、さらなる推進をお願いしていきたいと思っております。

全市、幼稚園に統一され、各居住地での幼稚園に通園できるようになりまして、待機児童の数もほぼゼロという状況であります。南部の幼稚園施設が園児数の増加に対して少しおこなっているのではないかと心配もしております。

子育て環境・支援についての充実を、市長の考えをお伺いしたいと思います。

3点目としまして、国の来年度予算の概算要求では、観光や農業を中心に地方活性化策を多く盛り込まれております。地方の人口減少・高齢化が地方の稼ぐ力と衰退を懸念し、農産物の海外輸出や、外国人観光客の一段の誘致を通じて、地域経済の活力を取り戻すのが国の狙いでありました。

そこで、本市としましては地域産業を生かしたまちづくりをとという質問をいたします。

農林業から商工業のまちに変わりつつある本巣市であります。都市近郊型農業としての持続的な農業の推進をしながら、南部については農地の集積と有効活用を推進し、農業後継者を育て、北部や農地集積が困難な場所では新規就農者の確保など、海外輸出とまではいかななくても、売れる農産物生産につながる挑戦が必要と思っております。市としてのお考えをお伺いしたいと思います。

続きまして、大きい3点目に入らせていただきます。

本巣市の教育行政についての質問をいたします。

今、情報化やグローバル化など、急激な社会変化の中でも、将来の担い手となるための必要な知識や力を確実に備えることのできる子どもたちを育てることが教育に求められていると思っております。

子どもたちが活躍する時代、それはAI（人工知能）の進化など、社会の変化が加速度的となり、予測することが困難な時代と言われております。本巣市の学校教育も、子どもたちの将来活躍のための進化が求められています。

今後、文部科学省の次期学習指導要領が今年度改訂、平成28年から小・中学校で先行実施が可能と示されていますが、そこで教育長にお尋ねをします。

1 番目としまして、本巢市の学校教育における道徳教科化・英語教科化・情報教育に対するハード面・ソフト面の準備は今後進むと思いますがいかがと考えておられるのか、お伺いをいたします。

次に、2 点目ですが、いじめの問題についてお伺いをしたいと思います。

全国ではいじめによると見られる自殺や、親などによる虐待が起きています。日本の将来を担う子どもたちが、学校や地域の近所同士でいじめや虐待に遭っていることは非常に残念です。

国・県においても、いじめ防止に関する基本的な方針を定め、指導されています。学校では、いじめの疑いがある場合は情報を的確に共有し、正確な情報をもとに組織的に対応するよう、体制をとることになっております。

本巢市の学校においては、ささいな兆候や児童・生徒からの訴えも見逃すことなく、教職員が組織的に報告・相談し、いつ起こるか分からないこの問題を未然に防いでいただきたいと思います。

そこで、いじめ防止対策・不登校ゼロの対策の今の現状、また教職員をバックアップするスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーは、余り活躍の場がないほうがよいのですが、相談件数など現状はいかがでしょうか、お伺いをいたします。

いじめ被害や、貧困家庭への子どもたちの支援を初め、多様なニーズに応えるよう、今後努めていただきたいと思います。教育長の見解をお伺いいたします。

以上で、通告しました質問は終わります。よろしく御答弁のほうをお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

1 項目めと 2 項目めの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、市政自民クラブの代表質問ということで、若原議員の御質問を、多岐にわたりまして御質問いただきました。それにつきまして、それぞれ一つ一つ丁寧にお答え申し上げていきたいと思っております。

ちょっと時間がかかりますけれども、お耳のほう、おかしいたきたいというふうに思っております。

まず、第 1 点目の平成 27 年度決算から本巢市の将来についてという大きな項目のうちの、健全財政の維持継続と将来への投資への考え方についてという御質問でございます。

この件につきましては、私、平成 20 年 3 月の就任以来、市政の運営に当たりましては、有利な財源を活用しつつ投資事業を進めるということで、健全財政の維持とのバランスに配慮してまいりました。こうした結果、先ほどお話がございましたように、現在のところ、本巢市としては財政の健全性といった点では堅持ができていくというふうに考えております。

こうした考え方に基きまして、将来への投資を今後どうしていくのかというお話でございます。

御案内のように私は常々申し上げておりますけれども、公共事業、いわゆる公共投資、これは子

育て・教育と同様に、将来への投資であるというふうに考えておりました、将来のまちづくりに必要なものでございます。このため、今後も可能な限りの投資をしていきたいというふうに考えております。

特に今後、本巢市の都市構造に大きな変化をもたらします東海環状自動車道、これについて糸貫インターチェンジもあわせて整備されるわけでございますけれども、本巢市内にそういったインターチェンジも開通ということが見込まれておるといことで、本市にとりましては、新たな雇用を生み出す企業の創出とか、農産物等の物流の向上と、また市北部地域における観光振興など、地域の活性化につなげる絶好の、東海環状の整備というのは機会になるというふうに思っております、このインターチェンジの供用の開始にあわせまして、アクセス道路の整備、また自然・文化・産業を生かした地域づくりというのをさらに進めていくためにも投資が必要であるといことで、今後も可能な限りの投資をしていきたいというふうに考えております。

次に、後ほども子育て支援のところでもお話が出てくると思いますけれども、子どもは地域の宝でございます。子育て支援とか教育環境の整備というのは、公共事業投資と同じように大変重要な投資でございます、いわゆる将来への、本当にソフト面での大きな投資であるというふうに思っております。

今までも、少子化対策とか子育て支援、教育環境の整備というのに精いっぱい取り組んでまいりました。そういったことでやってまいりましたけれども、近年、核家族化とか、共働きの世帯の増加というのがどんどんふえてきておりました、お父さん、お母さん方の就労形態というのが大きく変化してきて、さまざまな就労形態が出てきているといことで、子育て支援については、大変保護者のニーズというのが、今多様化もしてきているといことでございまして、またさまざまな子どもたちもおられるといことで、そういったものに対する保育、いろいろなニーズというものも大変出てきているといことで、これからも子どもたちが安心して快適に学べる園・学校づくりというの、これからも必要になると思います。

先ほど議員のお話にもありましたけれども、幼稚園等の整備の話もちよっとありましたけれども、そういった必要な整備というのが今後も出てまいります。今後ともそういった面で、公共事業と並んで、子育て支援・教育投資というふうに、今後とも可能な限りの投資をしてまいりたいというふうに考えております。

また、老朽化の進みます公共施設への対応につきましては、現在、今策定中でございます公共施設等総合管理計画、この中で長寿命化を図りながら、また財政負担の平準化に配慮しつつ、必要な施設の整備というのを進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後におきましても、健全財政を確保した上で投資事業を実施していくということを第一にしながら、健全財政の維持と、将来のまちづくりに必要な事業を投資をしていくということに、積極的に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、2つ目の項目でございます。

防災体制の一層の強化への考えということにつきまして、お答え申し上げます。

市内におきまして、災害が発生、もしくは発生が懸念されるような状況になった場合、市では気象状況や災害の発生状況に応じて体制を整えることにしておりまして、その体制を地域防災計画及びマニュアルにて規定をいたしております。

地震災害時には、震度5弱以上で全職員が自動的に参集するほか、市内において発生した震度によって段階的な体制をとることといたしております。

また、大雨や台風による災害時には、気象注意報や警報、河川の水位情報や土砂災害の危険性を判断するための土砂災害警戒情報といった、国・県等の関係機関から提供される情報に基づきまして、現地の状況に応じて警戒態勢をとることにいたしております。

こうしたことによって、市内において大きな被害が発生する可能性が高まった場合には、災害対策本部というのを設置いたしまして、市民の生命・財産を守るために、前々から申し上げていますが、空振りを恐れず、できるだけ早目の避難勧告等を発令して、市民の避難行動を促してまいりますほか、避難所の設置等、災害対応における適切な指示を行っていくことといたしております。

さらに、災害の発生が予見される災害である台風等の風水害におきましては、災害発生前から発生時までの対応事項を時系列でまとめました風水害タイムラインというのを作成いたしまして、災害発生前から適切な対応がとれるような体制を整備いたしております。

今後におきましても、災害時における災害対策本部の迅速な対応を初めとする公助におきましては、災害対応の実効性を高めていくための具体的な事案を想定した、先ほどお話がございましたけれども、実践的な訓練の実施とか、また自分の命は自分で守るという考え方にに基づきまして、自助・共助の取り組みと、そういうものにおきましては、市民による防災士の資格取得の推進、また自治会等への出前講座、また自主防災活性化補助金の有効活用などを通じまして自助・共助の取り組みを強化するという事で、地域の防災力のより一層の向上に努めてまいりたいと思っております。

次に、お話がございました建築物の耐震化の状況でございます。

災害のうち、最も予測が難しく、対応の困難さが想定されるのが地震でございます。

先ほど来申し上げておりますように、台風とか大雨等というのはある程度予測もできまして、それに対する市としての対応、備えというのも可能でありますけれども、地震につきましてはなかなか困難でございます。こうしたことから、家屋等の耐震強化というのが大変重要でございます。

先日起きました熊本地震におきましても、昭和56年以前の旧耐震基準の建築物の倒壊が大変多くあって、痛ましいことに大変多くの方が建物の下敷きになってお亡くなりになっております。そういったことから、地震対策の予防という面からも、家屋等の耐震性の確保というのが大変重要になってきておるということでございます。

市の状況でございますけれども、こうした家屋の耐震化を促進するという事で、かねてから木造住宅の耐震診断補助というのを、合併前の平成14年度から行ってきておりまして、平成20年度からはそれまでの3分の2の補助から全額補助、耐震診断については全額補助ということでやってまいりました。今までに167件の診断の実施がございました。さらに、診断結果等に基づきまして耐

震補強工事をやるわけでございますけれども、その補助事業につきましては、平成19年度から取り組んでございまして、平成27年度までに25件の実績がありました。

こういった対応の結果、本巢市における住宅実績の耐震化率というのを御報告申し上げますと、平成25年の住宅・土地統計調査をもとにいたしました総務省統計局発表数値によりますと、本巢市の住宅総数は1万1,080戸、このうち昭和56年以降の新基準建築物が約7,400戸で全体の67%、旧基準建築物が3,680戸ということで、全体の33%、約3分の1が旧基準建築物というふうになっております。

そして、住宅の耐震化率につきましては、旧基準の建物のうち耐震補強工事を実施済みの住宅、また耐震診断をいたしまして基準を満たしているという、そういった住宅を含めると、耐震化できているものは約8,360戸ぐらいと想定されてございまして、市内全体の約75%、4分の3が一応新基準、または耐震等々の整備ができて建物の建物だと。まだまだ4分の1が残っているというところでございます。

これは県内の状況、岐阜県の全体の状況を見ますと、約78%ということでございまして、大体県内の住宅の率とほぼ同じぐらいだろうというふうに思っております。ただ、住宅・土地統計調査というのが抽出調査でございまして、はっきりとした個々、一軒一軒というのは難しいですけども、おおむね県内の平均値の耐震化率であるというふうに思っております。

また、災害時に住民の方々の避難場所になっております自治会の公民館・集会所施設の耐震化でございまして、公民館・集会所の耐震化につきましては、これまでも耐震化をやっているということで、昭和56年5月以前建築の公民館を対象にして、補助等を行って耐震化率を上げるふうに取り組んでまいりました。

そうやっていましてけれども、なかなか厳しい自治会等の財政状況等もあるということで、平成27年度からは56年以前のものじゃなくて、56年以降のものも対象にして耐震調査をやっていただく。そして、基準点が1以下、そしてそれをやって基準点を改善することで1を超える、そういう公民館を対象にもっと強化していこうということで、56年以降のものも対象にしたところでございます。

さらに、平成28年度からは、この補助率を2分の1を対象としていましてけれども、今年度からは4分の3の500万までの限度額で補助をしていこうということで、残っております公民館の耐震化の推進を図っていききたいというふうに思っております。

公民館・集会所等の耐震化率は、現在104施設、市内にございまして、そのうち77の施設が耐震化済みというふうになってございまして、これも大体約74%ということで、住宅の耐震化率と同じぐらいなのが公民館・集会所の率となっております。

今後も、こうした耐震化率を高めていくために、これからも国・県と連携いたしまして、耐震診断・耐震補強の補助制度に取り組んでまいりますとともに、またこうした国・県、そして市のいろいろな各種の補助制度があるということをしつかりとお知らせしながら、市民の皆さん方に耐震補強の取り組みを一生懸命やっていただきたいということで、我々もこれの一助になれるように耐震補強の推進を図っていききたいというふうに考えております。

また、自主防災活性化補助の普及率についてでございます。

この件につきましても、自助・共助の一番もとになる自主防災の活動でございます。

この自主防災活性化補助事業というのは、年間を通した自主防災活動補助金とは別に、自主防災組織に必要な防災資機材の購入、また防災備蓄倉庫の設置、また防災士の養成などの自主防災組織の活性化に資する事業ということで取り組んでいこうということで、平成25年度から、まずスタートは1世帯当たり1,000円の補助金。大きい自治会、小さい自治会いろいろございますけれども、1世帯当たり1,000円の補助金を出して、その補助金の範囲内で必要な備蓄品等の整備をしていただくということで、補助をスタートさせていただきました。

それで、そうやってまいりましたところ、やっぱり大きいものをいろいろ買いたい、使いたい、欲しいというものが出てまいりまして、平成27年度からは防災倉庫の設置とか大型資機材等の購入ができるように、従来の1件当たり1,000円という補助金を廃止して、もうちょっと2分の1で、もっと大きく何十万という単位でいろんなものが整備できるように補助金の制度を変えまして、自主防災組織のさらなる活性化とか、充実を図るために補助金を増額してきたところでございます。

この補助制度を活用いたしまして、地域防災力の強化を図っております自主防災組織のこの取り組みの率というのは、先ほど質問の中でもございましたけれども、当初は1件当たり1,000円ということでありましたので、25年度は113自治会全てにおきまして取り組んでいただきまして100%に、平成26年度は110団体ということで97.3%になっております。

それから、先ほどお話し申し上げましたように、それではなかなか1件当たり1,000円ぐらいではなかなかということで、大きなものもいろいろやりたいと、ハードも施設も整備したい、それから大きなものも買いたいというようなことで、補助制度を変更いたしまして、その結果、平成27年度はこうした新しい補助金には52団体が取り組んでいただきまして46%の取り組み率、平成28年度は57団体ということで50.4%の実施というふうになっております。

こうした新しい補助金の中で、どういうものに使われているのかというのをちょっとお話し申し上げますと、主な活用といたしましては防災倉庫の設置ですとか、救護用品、備蓄用品の購入とか、また防災テントの購入等、救助資機材の購入というも行われておりまして、平成27年度からまた新たなメニューになりました、先ほど申し上げました防災士養成事業によりまして、昨年度は11名の防災士が誕生いたし、今年度も5名が資格を取得する予定となっております。地域の自主防災組織の中で、いわゆる防災のリーダー養成というのも着々と整備が進んできているというふうに思っております。

今後こうした事業の対象項目を、新たなものも要望に応じて追加するなど強化をいたしまして、今後とも継続的に支援をしていくことで、地域の防災力の強化とか、自主防災組織の育成・充実に今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、北部地域の対策につきましてお答えを申し上げます。

まず、北部地域におきます高齢化・人口減少問題対策につきましては、かねてから北部地域への移住に向けた取り組みということで、県主催の名古屋市で開催されます移住・定住相談会というの

に出席をさせていただいて、相談者に対して市の魅力をPRし、移住先の候補地となるように取り組んでまいりました。

また、具体的に北部地域に来ていただくということで、田舎暮らし体験ツアーというのも実施いたしまして、北部地域の魅力をじかに知っていただくというような取り組みをさせていただいて、都市部からの移住を推進してきたところでございます。

こうした取り組みの実績といたしまして、これまでのツアー参加者のうちの1世帯が根尾地域へ移住をされております。

また、移住・定住に向けました住宅購入等の支援もあわせて、北部地域の活性化ということでやってまいりました。移住・定住補助金交付要綱によりまして、住宅の取得に係る経費の補助、借家の家賃に対する補助というのを、この補助金要綱の中で実施をいたしておりますけれども、こちらのほうの住宅購入等の支援につきましても、平成27年度は住宅取得への補助1件、家賃の補助を1件というのも交付した実績となっております。

また、新たに平成27年度から、市内で増加いたしております空き家の活用を図っていただくということで、空き家バンクの創設というのを平成27年度から取り組みさせていただきました。平成27年度にも空き家の調査を実施いたしまして、前年度末、ことしの3月から空き家バンクをスタートいたしましたところでございます。その結果、こちらの空き家バンクのほうで、1件の入居があったということでございます。

こうした取り組みを今後も継続しながら、新たな取り組みというのも今年度からスタートさせていただいております。地方創生交付金を活用いたしまして、西美濃地域と連携して定住促進PR事業の実施ですとか、子育て・介護施策とUターン施策を融合させた三世代同居・近居住宅補助金を新たににつくったり、また空き家バンク制度の創設に伴います改修及び家財道具の撤去に関する補助金というのも交付したり、また小さな拠点事業というようなことで、根尾地域と外山地域にお試し居住施設というのも整備をして、体験居住により地域の魅力を知っていただいて、移住・定住につなげる施策を実施をしていくということにいたしております。

また、本定例会に上程をさせていただいております本巣市定住促進宅地の貸付及び譲渡に関する条例の制定というような取り組みも新たにやるということで、今までに増して北部地域への移住・定住の促進というのに取り組んでいきたいというように思っております。たとえ1人でも2人でも北部地域に移り住んでいただいて、この地域をこれからも、活性化にいろいろと御支援・御協力いただきたいというふうに思っているところでございます。

また、北部地域で大変問題になっております有害鳥獣による農作物の被害の取り組みでございます。

市の有害鳥獣対策といたしましては、獣害防止柵の設置と有害鳥獣の捕獲の2つの対策により、農作物等への被害防止に努めているところでございます。

まず、獣害防止柵の設置につきましては、国の補助事業でございます鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用いたしまして、平成27年度は本巣市の根尾地域、外山地域に約6キロを設置いたしま

した。また、平成23年度に事業が始まって以来の累計は、約43キロメートルの獣害防止柵を整備させていただいております。

また、今年度につきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業に加えまして、県の野生獣被害集落緊急支援事業によりまして、約13キロの獣害防止柵の設置を予定いたしております。

また、市単独の獣害防止柵設置費助成というのをやっております、本巣地域では防止柵の材料の購入金額が3分の1以内、根尾地域では2分の1以内の補助ということで、それぞれ限度額を設けて助成させていただいておりますけれども、これによりましても、平成27年度は本巣地域ではちよっと小さいですけど0.6キロ、600メートル。根尾地域では6キロの獣害防止柵があわせて設置されているところでもございます。

それ以外も、こうしたハードの部分と、それを踏まえて捕獲というのも獣害の対策というのでやっております、本巣市猟友会に委託をしてやっておりますけれども、イノシシ、鹿、猿等の捕獲を、わなや鉄砲により個体数の減少というのでやっておりますけれども、平成27年度の実績を申し上げますと、イノシシで76頭、鹿で395頭、猿105頭を捕獲をいたしております。

こうした取り組みの結果、本巣市の地域の農作物の被害というのが減少してきておまして、平成26年度と比べますと、平成27年度は約510万円減少したという調査の結果が出ておまして、こうした取り組みが、有害鳥獣対策の効果があらわれていると考えております。

いずれにいたしましても、こうした獣害被害というのは、やっぱり定住するためにも農産物等の被害等を少なくしなければ、なかなか定住にも進まないということでありまして、地道なものではありませんけれども、こうした取り組みも積極的にやりながら、今後、北部地域の定住・移住対策、活性化対策というのに取り組んでいきたいというふうに思っております。

今後、お話にございますように、こうした気持ちはあって、そしてやってきてこういう気持ちはありますけれども、なかなか一朝一夕に、そしてまた本当に目に見える形で効果が上がっていくというのはなかなか難しいのが現実ではございますけれども、今後も今までやってきたこと、そしてまた、ああいうものをしっかりと検証をしながらまたブラッシュアップをして、新たな地方創生交付金というようなものを活用しながら、また新たな事業を北部地域でつくり出すことによりまして、雇用の場をつくり出すというようなことをやりながら、市北部地域の移住・定住対策の強化、ひいては高齢化・人口減少問題の解消というのにも努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、社会保障の財源不足の影響によります生活困窮者救済につきましてお答えを申し上げます。

御案内のように、消費税率が10%の引き上げというのが平成31年10月までさらに2年半延期をされました。これに伴いまして、国のほうでいろいろと各種想定をいたしておりました社会保障の充実、特に年金、医療、介護、子育て、こういうものにアップ分を充てていくということで予定をされておった財源がなくなるということで、こうした分野での社会保障への充実というのが影響を受ける、また受けているというのが現実の問題でございます。

特にそういった中で、低所得の年金受給者に対する福祉的給付でございます年金生活者支援給付金というのも予定どおり支給することができないということで、新聞等々では、既に先送りのこと

がどんどんと出ております。

そういったいろんな影響が、消費税率の引き上げを延期したことによって、さまざまな問題が出てきております。

ただ、そういう中で現在、国の制度といたしまして、低所得者への対応ということで暫定的・臨時的な措置ということで、住民税非課税の方や住民税が課税されております親族等に扶養されていない方を対象とした臨時福祉給付金の支給、また住民税非課税世帯のうち、特に所得の低い方を対象とした介護保険料の軽減措置というのを実施しております。

また、生活困窮者への対応といたしましては、生活困窮者自立支援事業の実施によりまして、生活に困っている方が早い段階で自立した生活に戻れるよう、就労や生活改善に向けた支援というのも消費税率の引き上げ分として、現在先行して既に取り組んでいるところでございます。

こうした国等の事業を本市では取り組みまして、いわゆる生活困窮者救済に関する事業というのもやっておるわけですが、年々御案内のように、市のこうした社会保障関係のいわゆる扶助費というのが年々増加もしてきておりまして、財源の手当てというのに年々厳しい状況が続いております。

そういったことから、今後とも国・県と協調しながら、福祉の向上と、そして生活困窮者の救済というものに、一生懸命努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、大きい2つ目の項目でございます。第2次総合計画の推進についての御質問でございます。

そのうちのまず1つ目の、通勤・通学など市民ニーズに合った公共交通をどうするんだというお話でございます。

これにつきましてお答え申し上げたいと思いますが、平成17年4月に岐阜市方面への通学・通勤手段として利用されてまいりました名鉄揖斐線が廃線となりまして、特に市南部地域の方には大変不便になったと感じているところでございます。

こうしたことから、本巣市では通勤・通学等の重要な移動手段でございます樽見鉄道を初め、岐阜バス、特に大野穂積線など公共交通が赤字を原因として廃線とならないように支援をしてきているところでございます。

現在のバス路線といたしまして、大野穂積線では本巣市を含めまして沿線4市町が、この路線の継続のために支援をいたしております。そのバス路線でございますけれども、市内のバス停で乗りおりしている方というのが、年間利用者数が平成25年度の4,895人から平成27年度は7,179人というふうに倍増いたしております。この穂積線の路線バスというのは市民の方に多く利用をいただいているというふうに思っております。

このほか大野忠節線、モレラ忠節線、真正大縄場線がいずれもJRの岐阜駅に接続しておりまして、これらの路線は北方のバスターミナルを経由してJR穂積駅まで行くことも可能となっておりますけれども、こちらのほうは年間利用者数のほうはちょっと減少傾向となっております。

なお、市営バスにつきましても、こういったことかわかりませんが利用者数のほう、減少傾向になってきております。

こうした状況を踏まえまして、現在、瑞穂市、大野町、北方町と連携をしていこうということで、4市町の連携による公共交通を考えていこうということで、2市2町広域公共交通連絡会議というのを立ち上げたところをごさいます、こうした4市町の連絡会議におきまして、通勤・通学時間帯に穂積駅につながる広域幹線バス、こういったものが導入できないかというのを今現在議論をさせていただいております。また、あわせて市営バスの運行路線の見直し、そしてまた乗り継ぎ等、便利なような乗り継ぎができるような、そういったこともあわせて今検討を進めさせていただいております。

また、加えて岐阜地域の自治体、この岐阜広域の自治体とも連携をいたしまして、広域公共交通連携推進会議というのを設立いたしまして、岐阜地域における広域公共交通でもございます鉄道路線・バス路線の利用の促進についても、あわせて今協議をしているところでございます。

また、樽見鉄道につきましては大変皆さん方にも御心配をいただき、市民の皆さん方にも御支援・御協力をいただいております感謝を申し上げますが、毎年、本巣市を含めまして沿線5市町で支援をしておるわけでございますが、こちらのほうは、平成27年度は前年度比通勤定期利用者が約8,400人の増加、また通学定期のほう2,700人増加ということで、樽見鉄道の利用者がちょっとふえてきているということで、通勤・通学手段の一つとして御利用いただいているということでございます。大変うれしい限りでありますし、こうして通勤・通学の足としてお使いいただけるというのは、本当に感謝を申し上げたいと思います。

これからも引き続き、近隣市町との情報を共有しながら、そしてまた残していく、そして支援していくという意識の共有などもしっかりとやりながら、連携を強化して、存続への取り組みというのを今後とも推進してまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今後とも通勤・通学はもとより、市民の日常生活において利用しやすい公共交通の仕組みづくりに努めてまいりますとともに、あわせて先ほど来お話がございましたように、近隣市町へのアクセスの向上を図る、いわゆる公共交通のネットワーク化ということも推進することで、利便性の高い公共交通をもっと目指してまいりたいというふうに考えております。

次に、子育て環境の支援の充実についてというお尋ねについて、お答え申し上げたいと思います。

子育てのほうにつきましては、第2総合計画につきましては、地域の子どもをみんなで育てるまちということで、「子どもが健やかに育つ環境づくり」「地域で子どもを育てる体制づくり」「安心して子育てできる支援づくり」、こういう3つのまちづくりの基本的な構想というのを掲げて取り組んでいくというふうにいたしております。

先ほどお話を申し上げましたけれども、総合計画にも「子どもは地域の宝」ということをうたっております。私も当然そう思っておりますし、子育てというのは、先ほど来公共投資のところでもお話し申し上げましたけれども、何よりも重要な将来への投資でございまして、これからもこの子育て支援の強化というのには、積極的に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

従来から、そういったことから少子化が急速に進行して、国においてちょっとおくれればせながら

次世代育成支援の枠組みというのが構築されていく、やっぺいこうという国のほうでは話が出ておりますけれども、私ども本巢市のほうは、もう既にそういった国の考えに先行して、積極的に少子化対策や子育て支援というのに取り組んできたところでございます。

そういった中で、少し状況をお話し申し上げますと、子育て環境支援につきましては、国が進めております幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進を目的とした子ども・子育て支援新制度に対応するため、本巢市では今年度から、市内の幼稚園・保育園を全て幼稚園化するというので、就学前までの子どもの成長と発達に応じた幼児教育と保育が受けられる環境を整えたところでございます。

また、保護者の就労状況に対応した市内統一的な保育サービスも提供できるように、こういったことによりまして、統一的な保育サービスも提供できるようになったというところでございます。

具体的に、今どういったことになっておるのかと申し上げますと、両親が共働きでございます世帯の増加と、就労形態の多様化に伴う子どもへの保育・教育に対するニーズに対応するために、まず未就学児、いわゆるまだ学校に行く前の、そういった子どもたちには早朝保育・薄暮保育というのも実施をさせていただいております。全ての園でやらせていただいております。

また、子どもたちには放課後等の安全・安心な生活の場を提供し、児童の健全育成と保護者の就労支援・子育て支援を図るために、市内全ての小学校に、今年度から留守家庭教室というのも開設をいたしまして、1年生から6年生まで全てお預かりするものも開設をさせていただきました。

また、子どもが病気になったとき、家庭で面倒を見ることができない場合には、専門スタッフのいる施設で一時的に預かる病児保育サービスというのも提供をさせていただいております。

また、仕事場に近い場所で預けたい、遠く岐阜とか大垣とか、よその働きに行かれるお母さんが市内の幼稚園・保育園にも連れていく時間がなかなかとれないと、それよりも自分の職場に近いところで預けたいよと、こういって希望される親御さんへは、いわゆる広域保育ということで、他市町への保育委託などもやらせていただいております。こうしたさまざまな就労形態に応じた、そしてまた共働き世帯の親さん方に対して支援をしているところでもございます。

このように、乳幼児期から学童期まで、切れ目のない子育て支援に取り組むことで、共働き世帯の皆様が安心して仕事に従事していただくとともに、子どもや家族との豊かな時間が持てるように、今後も施設整備やソフト面の充実など、子育てしやすい社会環境づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、地域産業を生かしたまちづくりについてお答えを申し上げます。

第2次総合計画の基本構想におきましては、いわゆる産業振興の方向といたしまして資源を生かして活力を創造するまちということで、農林業・商工業・交流産業について、まちづくりの基本方向を定めております。

近年、本巢市におきましては大規模商業施設の立地や企業誘致によりまして、多くの工場が立地をいたしました。商工業が盛んとなっておりますが、農業も従来から、先ほど質問にもございましたように都市近郊型農業として重要な産業となっております。

しかしながら、本市の農業の実態を見てみますと、恵まれた自然条件などを生かして水稲を初め、タマネギ、イチゴなどの野菜、柿や梨などの果樹といったさまざまな農業経営が行われ、新鮮で良質な農産物を安定的に提供しているというものもありますが、年々農業従事者の高齢化が進んでまいりまして、農業後継者不足というのが深刻な問題となっております。

このため、耕作放棄地が増加をいたしまして、先ほどお話し申し上げましたように、有害鳥獣による農産物の被害というのも多くなってきておりまして、農地の維持・管理というのが課題となっていると。そういったことから、昨年度から農地中間管理機構を活用した担い手農家への農地の集積とか集約というのを現在促進している状況でございます。また、特産品でございます富有柿につきましても後継者不足の現状にありまして、県や関係機関と連携し、新規就農者の確保及び育成に努めている、そういうような状況でもございます。

言うまでもなく、農業は本巣市における主要な産業でもございます。認定農業者へ農地の集積及び集約化を行うことによりまして、経営基盤を安定させることが重要になってきているというふうに思っております。このため、国・県補助金を活用いたしまして、農業施設、農業機械等の購入を支援するなど、担い手農家の育成や、新規就農者の確保・育成を図ってまいりますとともに、高付加価値の農産物、また農産加工品の調査研究・開発など、農業の6次産業化ということを推進することで、農業経営の安定化と収益の増加というのを今後とも図っていききたいし、そういうようなものに重点的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上、長くなりましたけれども、1項目め、2項目めの御質問に対する答弁とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（大西徳三郎君）

続きまして、3項目めの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

それでは、本巣市の学校教育における考え方についてお答えを申し上げます。

子どもたちがこれから生きていく時代は、国際化や情報化がますます進むことが予想され、インターネット等により膨大な情報が簡単に入手することができる一方、自分自身で判断し、主体的・自律的に行動する力が求められます。

また、少子・高齢化も進展する中、周りの人々とお互いを尊重し、力を合わせて生活を豊かにしようとする力も大切になってきます。

今回の学習指導要領の改訂は、こういった社会の変化への対応を踏まえたものであり、小学校英語の教科化による英語教育の充実、道徳の教科化による心の教育の充実、そしてコンピューター機器等を活用した情報教育の推進は、まさに次世代を生き抜く子どもたちに必要不可欠なものであり、本市においても、備えを着実に進めておく必要があると考えております。

平成30年度の道徳の教科化、平成32年度の小学校英語の教科化に向けて、その趣旨や内容を見学・生徒に直接指導に当たる現場の先生方が十分に理解し、その準備ができるよう、学校内外での

研修を充実させています。

また、現場の先生方が指導の手引きとして活用できるカリキュラムの作成にも取り組み始めているところがございます。とりわけ小学校で初めて教科になる英語のためには、市教育センターの英語専門指導員が学校を巡回し、先生方や外国語指導者へ直接指導・助言に当たっています。

情報教育の充実につきましては、整備いたしましたパソコンを、技術や総合的な学習の時間等でテーマに基づいたプレゼンテーションを作成したり発表したりする学習を通して、情報活用能力や表現力を身につけています。

また、本年度、中学校全学級に設置した電子黒板の活用からは、「子どもたちの目の輝きや集中度がアップした」「発表・説明に工夫が加わり、わかりやすくなった」などの声が聞かれております。さらに効果的な活用方法を検証し、交流していきたいと考えております。

今後も先を見据えて、次期学習指導要領の全面実施に向けて、着実に準備を進めてまいります。

続きまして、いじめ防止対策・不登校ゼロの対策についてお答えします。

学校は全ての子どもたちが元気に笑顔で、安心・安全に過ごせる場所ではなくてはなりません。そのために、いじめは絶対に許さない、一人一人の居場所をつくるというかたい決意のもと、教職員一丸となって、いじめ防止や不登校対策に取り組んでいます。

平成27年度における子ども及び保護者からのスクールカウンセラーへの相談件数につきましては、小学校延べ101件、中学校延べ10件でした。また、スクールソーシャルワーカーへの相談件数は、小学校で27件、中学校はゼロ件でした。

いじめ・不登校の対策といたしましては、本年5月に市としていじめ防止基本方針を策定し、各学校に周知徹底したところです。また、多様なニーズへの対応として、教育相談員の全小・中学校への配置、困難な事案に対応する本巣市教育支援チームの派遣、家庭の経済状況に応じた就学援助費の支給など、さまざまな取り組みを行っています。

また、学校では年度当初のPTA総会などを活用し、いじめや不登校に対する学校の考えや構えを示すとともに、子どもたちにも「困ったことがあったら、誰でもいいので、すぐに相談しなさい。先生たちはすぐに解決に向けて動き出します」というメッセージを送っています。

また、日常の様子や生活記録からわずかな変化を読み取って指導したり、子どもの内面を捉えたりするためのアンケートや専門家による分析なども活用したりして、一人一人の状況を丁寧に把握し、必要に応じて関係機関とも連携を図りながら、いじめ・不登校対策に取り組んでいます。

今後も、生徒指導体制を確立し、子どもにかかわる全ての大人が子どもを育てるという気風を高め、未然防止・早期発見・早期対応に努めてまいりたいと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

市長におかれましても、教育長におかれましても、いずれもきめ細やかな施策を展開していただ

いております。本当に、私が感じた以上に綿密に展開されていると、こんなことを思いました。ありがとうございました。

私の発言の時間がちょっとないと思ったんですが、あるみたいですので、少しだけ。

全体的には時間がちょっとオーバーしておりますので、防災体制のところなんですけど、私は個人の住宅の耐震化が余り進んでいないかなあと、こんなことを感じておりましたが、その補助事業はかなり、75%はいいというようなことがわかりましたのですが、あと命にかかわる問題で、残りの耐震補強をやられない、診断もやられないところは、本当に何らかの事情があると思うんですね。本当に、この残された方が一番命にかかわるんじゃないかなと、こんなことを思っておるんですが、国の基準の耐震補強ばかりですと非常にお金もかかりますし、時間もかかると。

いろんな、インターネットとかを見ておると、耐震補強もありますし、制震とかいうのもありまして、基準値に満たないと補助が出ないということもありまして、その制震当たりだとその補助対策にはならないんじゃないかなあと、そんなことを思いました。

少し話しますと、イタリアでせんだって大きな地震がありまして、イタリア中部の地震で犠牲者がゼロのまちがあったと。というのは、ここは住宅がみんな石づくりでありまして、震源近くにありながらほとんど被害を受けなかったノルチャというまちなんですけど、過去の教訓から、建物は石づくりの家なんですけど、ゴムと金属の板を挟み込むことで地震対策が確保されていたことがよかったと。

ほんの十数キロしか震源から離れていなかったけれども、建物は助かって、死亡される方もゼロだったというようなことを思いました。

それで、本巢市においても、やはり自分の命を守るために、市の基準において補助をもらって耐震補強をするということだけではなく、これは免震工法とか何かに似ていると思うんです、ゴムを挟むということは。また、そのほかに、先ほど言いました制震というのは、ばねみたいなものを入れて、基準までは行かないんだけど、家を倒れるのは防げるよというようなこともある。そんなことも指導していただくと、本当に住民の命にかかわる問題ですので、特に住宅密集地のあたりはそういうので補強するという手もあるんじゃないかなと、私はこんなことを感じながら、そういうようなことを思っていたわけです。

その点につきましては、また今後検討していただくということで、お願いしたいと思います。

それから、やはり投資については全てハードのところだけではなく、子育て支援なんかも市長の言われるとおり、子育て支援、いろんな面をサポートするのも、一つの投資かなあと、私もそんなことを感じまして、子育て支援については、全国どこでも進めていくと思っておりますが、やはり先進地であると私も考えておりますこの本巢市においては先を進んでいってほしいなと、こんなことを思います。

教育については、教育長さんから今後に向けて次期学習指導要領を的確に捉えて、AI、人工知能とどう向き合っていくのかという、児童・生徒を教育していくということを簡単にうたっておるわけですが、これを教える先生側が大変なことだなあと、こんなことを思います。

先ほど教育長さんの答弁の中に、情報教育をやっていく上で、子どもたちが目を輝かせて授業を受けているということ聞きまして、やはり子どもは、我々が考えている以上に先を進んでいるんだなあと、こんなことを実感いたしました。

今後とも、ぜひ先生方のことも父兄のことも、子どもたちのことも考えながら、バランスよく進めていっていただきたいと思います。

いじめについても、きめ細かな対応をされておりますので、今後ともそういうことでお願いしたいと思います。

以上で再質問はありませんが、代表質問とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

これで代表質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時18分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（大西徳三郎君）

会議を再開いたします。

続いて、一般質問を行います。

18番 鵜飼静雄君の発言を許します。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは4点、通告をしてありますので、順次質問をいたします。

まず、第1番目は小規模企業の支援に関してということであります。

この小規模企業の支援につきましては、これまでも質問をまいりましたが、平成26年6月27日に小規模企業振興基本法及び小規模事業者の支援に関する法律の一部改正ということが公布をされ、それ以降、各地方自治体で小規模企業の支援策、あるいは支援のための条例も含めていろんな検討がされてまいりました。

岐阜県においても、ことしの4月1日施行ということで、岐阜県中小企業・小規模企業振興条例というのが策定されています。この小規模企業振興法などは、特に小規模の企業に光を当てた、焦点を当てた法律として多くのところで積極的に受けとめられているというふうに考えています。

日本経済の中で、中小企業、そしてその中でも特に小規模企業という人たちが占める割合というのが、非常に大きく日本の経済を下支えしているというふうにも言われています。本巢市としても、こうした県の条例化を受け、改めて小規模企業に対する振興策を検討していく必要がある、そういう段階に来ているというふうに考えています。

そこで、まず第1に市内の企業に占める中小企業、また小規模企業及びその従業者の数や割合はどうなっているのか、まずお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の市内の企業に占める中小企業、小規模企業及びその従業者数の割合についてお答えをさせていただきます。

平成26年11月30日付で総務省が公表しました平成26年経済センサス基礎調査によると、県内総企業数は7万4,542社ございまして、このうち中小企業数は7万4,446社、率にしまして99.87%でございます。このうち小規模企業数は6万4,763社、率にしまして86.88%となっております。また、県内全従業者数は67万4,557人となっており、中小企業従事者数は58万43人、率にしまして85.99%、このうち小規模企業従事者数は22万4,817人、率にしまして33.33%でございます。

本市における中小企業数及び従業者数につきましては公表されておりませんが、本巢市の経営組織別全事業所数、従業者数については、公表されております企業数は1,588社、従業者数は1万4,711人となっております。これを岐阜県の企業数に対する中小企業数の割合で比準すると、本市の企業数及び従業者数は、中小企業数は1,580社、従業者数は1万2,600人、このうち小規模企業数は1,380社、従業者数は4,900人と推計することができます。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

正確にはわからない。今県のほうでは数値が出されておりますので、そこから類推すると今報告されたような状態だということではありますが、県の統計を見ておりますと、卸売業、小売業については、各市町村ですけれども、本巢市が規模別にどうなのかということが載っています。こういったところで、例えば卸売業、小売業をトータルしまして20人未満を見ても大体90%ぐらいになるわけであり、全体的に見ても中小企業、あるいは小規模企業というのは、県の数字とそんなに大差ないだろうというふうに類推されます。

そういうことから、そういった前提に立って2つ目の質問をしたいと思います。

そういう状況の中で、市としてどのような対応をしていくのかということでもあります。

県の条例は、第5条で市町村の役割という項目がございまして、その中に、その地域の特性を生かした施策を実施するように努めるものとするというふうなうたっています。さらに、14条では小規模企業の重要性を踏まえた配慮という項目が設けられており、小規模企業の事業活動及び経済に果たす役割の重要性に鑑み、さまざまな取り組みをしてほしいということをこの条例でもうたっているわけでもありますけれども、そこで市として、こうした県の条例も受けながら、そして今全国各地で中小企業、さらには、とりわけ小規模企業に焦点を当てた条例化ということが進められておりますけれども、そういった条例化も含めた今後の振興策、支援策についてどのように考えておられ

るか、お伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の条例化を含めた市としての対策はについてお答えをさせていただきます。

小規模企業振興基本法は、平成26年6月20日の通常国会で成立しまして、同年6月27日に公布されております。

岐阜県では、中小企業の成長や小規模企業の持続的な発展に向けて、関係機関と連携して支援していく必要があるため、平成28年第1回定例会において、岐阜県中小企業・小規模企業振興条例が可決され、4月1日から施行されております。

市内の中小企業を取り巻く経営環境は依然厳しい状況にあります。中小企業の振興は重要であるため、平成27年度に策定しました本巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、安定した雇用の創出を基本目標に、産業振興ビジョンの策定及び中小企業支援策の位置づけや、産学官金連携による意見交換の場としまして、本巣市産業創生協議会の設立などの取り組みを行っていく計画をしております。

議員より御提案をいただきました条例化につきましては、全国的には小規模企業振興基本条例を制定する自治体がふえつつございますが、岐阜県では平成28年8月末現在で3自治体が制定している状況でございます。今後、市内の中・小規模企業者の現状及び要望等を十分に把握するとともに、本巣市商工会と連携しながら、真に中・小規模企業者が必要とする支援ができる実効性の高い条例の制定について検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

大筋としては結構だというふうに思っておりますけれども、ただ今回のタイトルはあくまでも、小規模企業の支援に関してお伺いしているわけです。小規模企業の問題を取り上げるときに、中小企業というふうにくくりにするのではなく、あくまでも小規模企業に焦点を当てた形でどう物事を進めていくかということが、今問われているというふうに思います。

これまで、中小企業の政策の一環として小規模企業というのは取り上げられていましたけれども、今回はその辺の違いがあると思うんです。そこを踏まえた形で、あくまでも小規模企業に対する施策をどのように進めていくか。条例化をする前にはよそを見ておりましたが、また県を見ても、中小企業及び小規模企業の振興条例というような形でセットにはなっておりますけれども、条例としては仮にそういう形になるとしても、施策としては、小規模企業に対する施策というのを明確に打ち出していないとならないというふうに思っていますが、そのあたりのお考えをお

伺いたいということが1つと、もう1つは、今答弁にございましたように、今、企業の現状や要望などを十分把握して、そして実効性のある条例制定を検討するんだというふうに言われました。そのとおりだと思うんですね。そこで、ぜひ取り組んでほしいと思うのは、今、小規模企業が実際に実数としてどれだけあって、そこで働いている人が実際に何人いるかということは正確にはまだわからないんですね。だからそういったことも含めて、現状をきちんと調査をする。そして、先ほど言われたように、そういった小規模企業者のいろんな要望についてもきちんと把握をする、そういったことが必要ではないかというふうに考えています。

その点についての方針をお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、お答えをさせていただきます。

先ほど言いましたように、岐阜県における中小企業の割合は、中小企業の9割弱が小規模企業ということでございまして、小規模企業が担っている役割としましては、就業の機会の提供でありますとか、地域経済の安定、それから生活の向上、新たな産業の創出など、地域経済の基盤、社会基盤を下支えする存在となっているかなというふうに考えておりますので、条例制定に当たりましては、より小規模企業者の意見が反映できるもの、そういうものに特に焦点を合わせまして考えていければというふうに思っております。

また、小規模企業の実数、現状、これも当然つかまないと事業の施策が打てませんので、そのことにつきましても、調査できるようなことを考えていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

普通ならば、じゃあ、いつごろをめどに条例化を考えるのかという質問をするわけですけども、その前にまず、実態をきちんと把握して、その上に立って実効性のある条例にしてほしいという思いで、その点については今回は伺いませんが、ぜひその実態調査、当事者の要望等、早急に対応するようにお願いしたいというふうに思っています。

それでは、2番目に移ります。

2番目は、教員の長時間勤務の実態と対応についてであります。

教員の長時間勤務、単なる長時間勤務というよりも超長時間勤務というふうに私は思っておりますけれども、この点についても、これまで質問をしてまいりました。

特に日本の教員の勤務時間が非常に長いということが国際的にも明らかになったのが、経済協力開発機構が実施した教員に関する調査であります。これによりますと、1週間の仕事時間は、調査

対象になった34カ国平均で38.3時間、これに対して日本の場合は、53.9時間と断トツであります。

また、ことしの2月にHATOプロジェクト、これは北海道教育大学、愛知教育大学、東京学芸大学、大阪教育大学、この4つの大学が文科省の補助金を受けて、教員の仕事と意識に関する調査を実施したものであり、その結果をこの2月に発表しています。それによりますと、教員の平日の仕事時間、これは学校と家を含みますが、約11時間半から12時間、睡眠時間は5時間台、13時間以上働いている教員も小学校で1割台、中学校で2割台いるとのことであります。本来、教員は勉強のおくれている子どもに丁寧に教えたり、あるいはいじめなどの問題に的確に対応するためにも、一定のゆとりを持って活動できるような状態に置いていくことがどうしても必要ではないかというふうに思っています。

そこでお伺いいたしますが、第1番目は、市内の小・中学校の教員の勤務実態はどのようなかということであります。平成24年9月議会にお伺いしたときには、過労死ラインを超えているのではないかという質問に対して、小・中学校の教職員全てを平均して、過労死ラインという80時間を超えている数は25%程度だというふうに答弁がございました。今の実態はどうでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

教員の長時間勤務の実態についてお答えします。

平成27年度11月の勤務状況調査によりますと、小学校では、平日1日当たりの時間外勤務が平均3時間13分、家へ持ち帰って行った仕事の時間が31分でした。中学校では、部活動を除く平日1日当たりの時間外勤務が平均3時間16分、家庭へ持ち帰って行った時間が20分でした。

先ほど80時間というお話がありましたが、その調査結果については、平成24年度の調査では24%、昨年度の平成27年度は19%という状況でございます。平日の勤務時間の平均が小・中学校とも合わせますと11時間の計算になり、さらに家庭に持ち帰った時間も含めれば、本巣市においてもHATOプロジェクトの調査結果とほぼ同様の結果と言えます。しかし、本巣市の時間外勤務の時間と県内小・中学校の平均と比較しますと、それを上回っているのが現状であります。

平日の時間外業務が多かった内容は、小・中学校ともに授業づくりのための教材研究で、それが約30%を占めております。この結果から、子どもたちのためによりよい授業をしようと教材研究に打ち込む本巣市の先生方のひたむきな姿勢を感じ取ることができます。また、日ごろから学習理解が十分に進まない子への支援、いじめや不登校への対応なども、今の勤務時間に加えて丁寧に指導に当たっている、労を惜しまない先生方の働きぶりは、地域の方々も感じ取ってみえるのではないかというふうに思っています。

しかしながら、事務処理や保護者対応などに多くの時間を費やし、多忙や負担を感じている職員がいることも事実です。今後さらに、勤務について見直し、改善を進め、スリム化を図る取り組みを進めていかねばならないというふうに思っています。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

2番に入りますが、今答弁をいただいたことで、本巢市の場合、教育長が言われたように特徴的な一つは、授業づくりのために時間外勤務が30%ということで、真剣に一生懸命取り組んでいただいているというふうには思います。けれども、その授業づくりをするための、あるいは授業にかかわる時間をきちんと保障していくためにも、可能な限り今言われているスリム化を図っていかねなければならない。いろんな調査を見ても、多くの時間をとられているのが授業などの教員本来の仕事以外のところで時間外勤務というのが実態なんですね。そういったものがもっとスリムになれば、授業にかかわることにもっと多くの時間を費やすことができるだろうし、全体の超過勤務についても減らすことができるだろうというふうに思います。

年々、教員が仕事、教育、あるいは授業以外のところで時間を使わなければならない報告、市もあるでしょうし、県、国、いろんな形の報告が山ほどあるというふうにも聞いています。そういったところをどう削減していくかということを考えないと、実質的には対応というのは難しいだろうというふうに思います。

その点についての教育長の方針、お考えをお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

その改善に向けた対応についてお答えをさせていただきます。

先生方が毎日笑顔で明るく教壇に立つことは、子どもたちの心の安定や、やる気を引き出す上でとても大切なことだというふうにまず思っております。

教員の負担軽減については、これまでも取り組んでまいりましたが、先ほど申し上げたとおり、1カ月の時間外勤務が80時間を超えている職員が19%いるという現状があり、まだまだ十分とは言えません。そこで、今年度は4月の校長会において、勤務時間の適正化を具体的に推進するよう指導するとともに、教育委員会も学校の事務量軽減に配慮しているところでございます。

学校では現在、月1回だった職員会を二月に1回に減らすとか、会議の開始時刻を早めるとか、会議資料を事前に渡して、また終了時間の明示により会議時間の短縮を図るなどなど、子どもたちのための授業準備に時間を使えるよう工夫をしているところでございます。また、掲示物等もあるんですけれども、子どもの成長のために本当に必要なものはどういうものなのかという視点から、簡素化をしている学校もあります。また、8のつく日はノー残業デーと決めて家庭に早く帰るようにしたり、優先順位をつけて仕事の効率化に取り組んだりする学校も見られています。校長会とか教頭会でこうした取り組みを交流しながら、さらに具体的に改善を進めていきたいと考えています。

教育委員会におきましても、先ほど議員御指摘のとおり、先生方が最も負担を感じているのは、各種調査等でございます。そういった調査を見直して、事務局で対応できるものは学校に調査を求めないような取り組みを進めております。また、研修の大幅な削減による出張回数の軽減、提出資料の精選など、先生方が子どもとともに過ごす時間が少しでもふえるよう改善を図っているところ です。

今後、学校内のみの改善では限界があり、関係機関や地域の方々にさまざまな方面から御支援を いただくチームとしての学校、また地域の教育力のあり方がますます大きな鍵を握ると考えており、 実施できる内容から、ぜひお願いをしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

最初に申し上げた経済協力開発機構の調査をまとめたものが文科省のホームページに載っており ますけれども、文科省の中でもこのように書いています。授業時間は、3カ国平均と同程度である が、課外活動、スポーツ・文化活動の指導時間が特に長く、さらに、今質問しました事務業務、授 業の計画12時間、これはいいんですけれども、そういった事務業務が非常に多いということが指摘 をされています。これは1週間の話でありますけれども、小学校で事務業務、6時間58分、中学校 で7時間47分というふうに報告されています。これほどの時間が本来の教員の仕事以外のところで 多く費やされるという実態を、今教育長が言われたようにどう改善するかということによってそれぞれ検 討され、実施されているという部分もありますので、結構なんでありまして、そこのところ をしっかり教育委員会が主体となってやっていただかないと、現場任せだと正直言ってなかなか進 まない部分もあるんだろうと思うんですね、それぞれの学校の校長さんの思いとかいろんな要素が 加わってきますので、その中で主導的に進めてほしいということをお願いいたします。

3番目でありまして、部活動の改善も必要ではないかという問題であります。

部活動などの課外活動の指導時間、これが先ほどの調査結果でありますと7.7時間、3カ国の平 均が2.1時間ですから3.7倍、34カ国中最も少ないところがスウェーデン0.4時間です。この是非は 置いておきまして、スウェーデンの20倍近くにもなるというこの日本独特の部活動のあり方、そこ にどう教員がかかわっていくかということについても、改めてやっぱり検討する必要があるのでは ないかというふうに思います。

教育活動の一環ではあっても教育課程ではないという、ちょっとグレー的な存在なわけで、その あたりがきちんと認識されて、じゃあ学校として教員としてどう、どこまでかかわっていくかとい うことは、今までどおりで本当にいいのかどうかということも問われているというふうに思います。

その点についてのお考えをお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

部活動の改善についてお答えをさせていただきます。

まず部活動というものでございますけれども、部活動は、子どもにとっては人生で学ぶべき多くのものを学べる貴重な学習の場であると捉えています。目標を持って継続すること、努力すれば伸びること、報われること、仲間を思いやること、支えること、周りに感謝することなどなど、さらには、努力しても立ちはだかるものがあるということ、報われないこともあるということ、悔しさを受けとめること、勝ちや負け、感動と挫折、喜びと苦しさなどを味わいながら、心豊かに心身ともにたくましく成長していく活動であるというふうに捉えています。部活動が学校の教育活動の一環として行われていることの意義は大きいものであるというふうに思っています。

しかし、教員の勤務という視点からその状況を見てみますと、今年度4月から8月の実績によれば、市内中学校教諭の1カ月当たりの部活動指導時間は平均22時間で、自分や家族との時間がとれないなど負担感を感じている教員がいることも事実でございます。

本市では、子どもたちがより専門性の高い指導が受けられるとともに、先生方の負担軽減という趣旨から社会人指導者を委嘱し、今年度は39人の方に指導に当たっていただいております。教員がいなくても活動ができる配慮や、複数顧問を配置し交代で指導する体制を整えておりますけれども、長時間勤務が改善されたとは言い切れない状況でございます。

今後も県の部活動指導指針などを参考に、部活動が本来持つ教育的意義を踏まえた実施回数や時間等の適切な運用、教員一人一人の専門性や家庭状況に配慮した顧問の配置、それから地域人材のさらなる活用などを校長会と連携を図って進めてまいりたいと考えております。保護者や地域の皆様に多忙な教員の状況を御理解いただき、部活動を含めて教員の勤務について改善を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

先日、ある新聞の投稿欄を見ておりましたら、たしか12歳の子だったと思いますけれども、部活の時間をもっとふやしてほしいというふうに書いていました。部活の時間をふやしてもっと練習して、勝てなければ楽しくないというようなことを書いていました。それは、そういう要素も一面あるだろうというふうに思います。そういうふうに思っている子も結構いるだろうというふうに思います。けれども、同時に楽しんで、自分の持てる能力の中で仲間と楽しみたいというふうに思って部活をやる子もいる。そういったさまざまな子どもがいますし、指導する側もさまざまな指導者がいます。専門的に指導できる人も、あるいは全く経験のない部活の顧問にさせられるという例も本巢市であるかどうかは別にして、全国を見ると結構そういう状態も生じています。

そういった中で我々が考えなくてはならないなというふうに思うのは、そういった部活の意義を

言われた、そのことをきちっと言って充実させていくと同時に、今成長期にある子どもたちにどこまで部活で訓練をさせるのがいいのか、スポーツ医学といいますか、そういった点からもやっぱり考える必要があるだろうし、教員の過重負担にならないようにというさまざまな要素から考えていく必要があるだろうというふうに思っています。

その辺で、先ほど申しあげましたHATOプロジェクトで、そういった実態についても相当報告されておりますけれども、その中で、このように代表者が述べています。調査の結果は、教員の仕事が大変に多忙・多岐にわたっている実態があるにもかかわらず、十分に評価されていない状況を示していると、そういった上に立って最後に、多くの教員・市民の皆様にもこのデータを見ていただき御検討いただければ幸いですというふうに述べています。OECDの調査結果、あるいはこのHATOプロジェクトの調査結果、こういったものについても、全文を見るのはなかなか大変ですけれども、要約した形で各関係者にきちんと理解していただき、今の教員の置かれている状況、それを改善するために何が必要なのか、それは教員だけでやろうとしても、教育長が言われたように困難は伴います。だからこそ、やっぱり保護者や地域を巻き込んだ形で今の教育のあり方、教員の労働時間のあり方、部活のあり方、さまざまな問題の認識を共有することによって改善の方向が見えてくると思うんですね。だからそのために、具体的な手だてを講じていく必要があるだろうと。

現在は、校長会議等でいろいろ方針を示され、そういう方向で一步一步進んでおられると思いますけれども、地域との連帯をどう具体的に進めていくかということについてお考えがございましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

今、お話をいただきましたけれども、学校の先生方の勤務状況を、さらには学校の様子も、ぜひ地域の方たちにオープンにして、状況をぜひ知らせていくべきだというふうに考えており、そういったことも校長会等でよく話をしているところでございます。困ったことがあれば地域の方にSOSを出せるような体制づくり、こういったことが地域の方々により学校に、地域の先生というか地域の教育力を、お力をかしていただいて学校経営を進めていけるような、そんな体制を今後つくっていくことが非常に大事なことだと思っていますので、ぜひ進めてまいりたいというふうに思っております。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

一生懸命ぜひやってほしいというふうに思います。

それでは、3点目に移ります。

これは、参議院選挙における開票にかかわる問題についてということであります。

これにつきましては、8月9日の新聞に「参院選候補、本巢市でゼロ票、JAM東海が疑義で提訴方針」というふうに報道されたり、あるいは「比例得票ゼロに疑義と提訴、参院選で本巢市民ら」という見出しで報道されました。

さらに、8月27日の「天声人語」というのがありますけれども、青森県でかつて、1958年といいますから昭和33年ですか、そのころに町長選挙がありまして、落選しそうな候補者を勝たせようということで、いろんな操作が行われて落選しそうな候補者が勝ったということで、そのことについて裁判が起こり、有罪判決を受けて開票結果が逆転したわけでありましてけれども、そういったことがあったそうであります。

そのことに続いて、そこまでひどくはないけれども、本巢市でもこういうことがあったという書き方をされると、非常に何かショッキングな感じで受けとめられ、市内だけではなく市外の人からもどうなっているんだという問い合わせがございました。私も青森県の状態ほどではないというふうには当然思っておりますけれども、ただいづれにしても、こういうふうに報道され全国ニュースになったということは、本巢市にとっては名誉なことでは当然ないわけでありまして、このことについて、本来ならば全協なりどこかで執行部から説明があつてしかるべきかなというふうに思っておりますけれども、何らないのであえてお伺いするわけでありまして、この問題について、選管が報道によりますと、誤りの可能性も否定できないというふうに回答をされておりますが、国の指示により再点検はしないということなので、今の段階で間違いがあつたとか、なかったとか、どちらとも言える状態ではないわけでありまして、各紙がいろいろ指摘しているように、客観的に見てゼロ票というのはおかしいのではないかというふうに多くの人を感じているというふうに思います。

そういったことを踏まえて、今回の事態についてどのように考えておられるのか、そしてまた今後、こうした状態、ミスがあつたとは言わないにしても、そういう状態が今後生まれないようにするためにどんな対策をとられるのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

平成28年7月10日施行の参議院選挙通常選挙におけます比例代表選挙の開票に関する疑義につきまして、7月27日に該当候補者を支援されました労働組合より電話による照会を受けました。また、8月2日には、この労働組合の2名の方が本庁へ来庁され、質問状を提出されております。質問の要旨といたしましては、組合員の中に候補者に投票したと申し出る者があるが、開票結果のゼロ票は開票の誤りであると思われるため、票の再点検を求めるものであります。質問状に対します回答につきましては8月4日に送付いたしましたところ、報道等にもありまして、8月9日に東京高等裁判所に投票したとする原告6名の方が、被告を国の中央選挙管理委員会として選挙無効の提訴をされたものであります。

開票作業につきましては、公職選挙法の規定による届け出のあった方3名を開票立会人として決定するとともに、選挙の重要性をより理解しているとの観点から、市の職員75名を開票事務従事者に任命し執行いたしております。この際には、計算、点検、集計に従事する職員をそれぞれ2名配置し、二重のチェック体制をとって実施しております。また、3名の立会人の方には、無効・疑問票のみならず、個々の全票の点検、開票録への署名、押印をしていただいております。なお、点検後の投票用紙につきましては、公職選挙法の規定により、有効、無効票に区分をいたしまして箱詰めをして開票管理者及び開票立会人により押印の上、保管しており、事務は適正に執行がされたものと考えてはおります。

訴えにあります票の再点検につきましては、総務省の方針により訴訟の審理に必要な場合、及び警察または検察当局から職権による要求があった場合以外封印を解くべきではないとされており、また公職選挙法にも規定がないことから、制度上実施することは困難であると考えております。

市選挙管理委員会といたしましては、現時点で明白な瑕疵は確認されておらず、適正に事務は執行されたものと考えておりますが、票の再点検を行うことができない現状において、投票をしたとの申し出についても否定することはできないと考えております。

従前より、選挙事務の執行には細心の注意とチェック体制を確立して臨んでおりますが、今回の事案につきましては真摯に受けとめております。今後につきましては、チェック体制を見直し、より一層の適正・的確な事務の執行に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

現状では、先ほども申し上げておりますように再点検をしない以上、正しかったかミスがあったのかということの断定は最終的にはできないという状況の中で、今答弁されたように、今後についてはチェック体制などについても改めて検討したいということでございます。

そのチェック体制のあり方について、過去、もっとさまざまな不正があつたりいろんなことがあつた地域がございまして、そういったところは、改めて体制の見直しということをやっています。その一つの例だけ申し上げておきますと、仙台市で票の水増し問題が2014年12月の衆議院選挙でございまして、このことが明らかになって、その後、2015年8月に仙台市の市会議員選挙の投開票があつたわけでありまして、そのときに当たって、第三者機関を含めて開票作業のあり方について再検討をしたという報道もございます。そういった例も参考にしながら、さらにいろいろ指摘されることがないように開票事務を進めてほしいということだけ申し上げておきます。

では4番目に移ります。

4番目は、放射能汚染物質の市内持ち込みについて、こういったことがまずあつたのかどうかということから始まるわけでありましてけれども、なければならぬ結構なわけでありまして。これ

は、市も市民も知らないうちに放射能に汚染された、あるいはその可能性のある廃棄物が市内に持ち込まれていたのではないかという疑問があるため、お伺いするわけであります。

国は、平成24年6月29日付の通知を出しました。この通知というのは、国土交通省の各関係機関に出しているわけでありますけれども、「東日本大震災における災害廃棄物を原燃料としたセメントの使用を評価する総合評価落札方式の試行の実施について」という非常に長いものでありますけれども、この中で、災害廃棄物を原燃料としたセメントということで、対象工場については、地方公共団体より委託を受けて、東日本大震災における災害廃棄物を受け入れて処理しているセメント工場云々というふうに書いてあり、その対象会社に住友大阪セメントがあり、岐阜工場が記載されています。

しかし、本巢市は委託をしていないというふうに思っておりますので、岐阜工場には受け入れていないというふうに考えていました。ところが、この通知というのは平成26年3月31日まででありますけれども、住友大阪セメントのホームページを見ますと、特に廃棄物の処理を受け入れている栃木工場、あるいは八戸セメント工場のセメント放射能濃度測定結果についてというのが平成24年から月3回、ずうっと掲載されています。それが、平成26年6月25日のものから岐阜工場の放射能濃度の測定結果について、24年1月31日から継続しているけれども、放射能は不検出だったという記載があります。この部分だけを見ますと、そうした放射能に汚染、あるいはその可能性がある物質は搬入したけれども、放射能は検出されなかったというふうに当然読み取れるような書き方をしているというふうに私は思いまして、そうなるら一体どうなんだろうという心配がございましたので、お伺いするわけでありますが、こうしたことについて市は知っておられたのか、報告を受けておられたのか、まずお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 森寛君。

○市民環境部長（森 寛君）

放射能汚染物質の市内持ち込みについてお答えいたします。

国の平成24年6月29日付、「東日本大震災における災害廃棄物を原燃料としたセメントの使用を評価する総合評価落札方式の試行の実施について」の通知につきましては、平成26年3月31日までの期間、入札参加者が災害廃棄物を原料としたセメントを使用する場合、加算評価するもので、セメント製造対象会社となり得る会社として、住友大阪セメントの各工場が記載されておりました。実際、災害廃棄物を原料としたセメントを製造している対象工場としては、八戸セメントと栃木工場のみであり、岐阜工場では受け入れていないことを確認しております。

また、災害廃棄物を受け入れているかどうかにかかわらず、住友大阪セメントでは、製品の安全性を確認するという観点から会社の方針として、平成24年1月から全5工場についてセメント放射能濃度測定を行っており、災害廃棄物を原燃料としたセメントを製造していた八戸セメント及び栃木工場については、放射能が検出されておらず、災害廃棄物を受け入れていない岐阜工場において

も、放射能は不検出となっております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

先ほどのホームページの内容を見ますと、受け入れているというふうにとられても仕方がないような書き方がなされているということを踏まえて、現実には受け入れていないということであればそれはそれで結構なんですけど、2番になりますけれども、今後も知らない間にそういったことがないような住友大阪セメントとの関係、あるいは市の中のいろんなそういった指定についてきちんとしていく必要があり、そのことが市民の安心・安全につながっていくだろうというふうを考えておりますので、そういった今後の対応、これまでもいろんな情報提供を受けたり、こちらからの情報を提供、お互い相互関係は築かれているとは思いますが、改めて今回のことを踏まえて、どのような今後対応をされていくのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 森寛君。

○市民環境部長（森 寛君）

今後の対応についてお答えします。

災害瓦れきの受け入れに当たっては、安全性の確保や地域住民の理解を得ることが前提となります。

現在のところは受け入れていないということではありますが、今後もし、企業として受け入れ等を行うと判断された場合については、企業より報告を受け、市として検討していくこととなります。このため、引き続き住友大阪セメント岐阜工場と情報共有を図りながら、対応していきたいと思っております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

常に工場だけではなくて国の動きも、先ほどの通知にあるように、どちらにしても産業廃棄物というのは、膨大な量があって、それをじゃあどうするかということが話題になっているということは事実なんで、それがいろんな形で知らぬ間に影響を受けることがあり得ますので、そういった国の動向等も注視しながら、対応してほしいということだけ最後に申し上げておきます。以上で終わります。

○議長（大西徳三郎君）

続きまして、1番 堀部好秀君の発言を許します。

○1番（堀部好秀君）

今、上映をしているアニメ映画なんですけど、高山市も舞台になっているものがあるそうで、私は見ていないんですけど、高山市の風景だとか施設だとかお店が出てくるそうで、それらをめぐり歩くことを聖地巡礼とって、映画を見て高山市を訪れる人が大分ふえているそうです。この近所にも横山ダムとか、岐阜大学病院とか、テレビや映画のロケ地に使われて、それを訪れる人はたくさん見えます。メディアの影響というものは大きいなというふうに感じております。

本巢市もこの夏、テレビに取り上げられた場所もあります。根尾の藤谷山というところなんですけど、素人にはお勧めできない日本三大湧き水ということで、本当に素人にはお勧めできないようで、行くのに6時間以上かかって、それだけかかれば喉も渴いて水もおいしいだろうなというふうには思うんですけど、これはちょっとマニアックな場所ですので、なかなか活性化には結びついていかないかなというふうには思っております。でも、ネットでは結構話題になっております。メディアの影響は大きいと思っておりますので、これからもいいところがあれば、積極的に情報発信をしていってもらいたいというふうに思っております。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

1つ目の子育て支援について質問させていただきます。

ことしの2月、「保育園落ちた日本死ね」という過激なタイトルをつけたある母親のブログが全国的に話題になりました。それから、待機児童問題、保育所不足、保育士不足、保育士の報酬問題と波紋を広げていって、国を挙げての論争になり、さきの参議院選挙の争点にまで発展していきました。そのときには、保育士の給料はほかの業種に比べて10万円以上も安いのではないかと言われていました。これは民間も公共も含めての話なので、本巢市においては、保育士の給料は一般行政職と同じというふうに伺っておりますので、ほかの業種より安いというわけではないというふうに思っております。

しかしながら、疑問に思うところもあります。保育士は資格を条件に募集されるのに、資格手当が支給されておられません。例えば医療関係とされる保健師は資格を条件とされ、給料表も一般行政職とは違う採用となっております。しかし、保育士は資格を条件とされながらも、ほかの一般行政職と同じ給料というのは、ちょっと理解しがたいところですが、これはほかの市町村でも同じシステムということで、本巢市の裁量・判断だけではどうにもならないということで、仕方がないのかなあというふうに思っております。

ところが、これが臨時職員、日々雇用の方になるとちょっと話が違ってきます。今、保育士は正職員だけでは賄い切れておりませんので、臨時職員を随時雇い入れておると思っておりますけど、これは時給というか、日給というのが一般行政職の臨時職員の方々は高いんですね。また、担任を持つとそれに担任手当も加算されます。ということは、本巢市も心情的には、保育士さんに資格手当を支給したいんじゃないかなあというふうに思っていますが、今保育士と介護職の報酬がほかの業種に比べて安いとされ、先日も国の方針として、事業者には保育士のベアを促すというふうなことも新聞に載っておりました。いずれは民間だけではなく各自治体にも保育士の方針の見直しの

話があると思いますが、今の段階では特に安いということもなく、まだ特別な対策もできないという事です。

それでは、本巢市の保育士さんは今の環境に満足しているかというのと、なかなかそういうわけにはいかないようです。先ほども述べましたが、臨時職員の報酬が比較的によく、例えば担任を持っている臨時職員の方の月額報酬額が若い正職員の方より高くなることもあるそうです。また、臨時職員の方は、時間的な労働時間の制約がありますので、例えば延長保育など、職員が足りないときには、正職員で補わなくてはならず、必然的に負担は正職員にかかり、結構残業をしなければならないというふうに聞いております。臨時職員の方のほうが給料が高く、しかし正職員のほうが責任が重いということになれば、やはり不満が出るところではないかなあというふうに思います。今は給料が安くても重い責任を持ちたくないという人は、保育士に限らずどんな業種でもいるそうです。

また、今年度、保育士への応募は余り多くないというふうにも聞いておりますし、ほかの自治体でも保育士の確保に躍起になっていると思っておりますので、実際に働いている人の仕事環境とか状況というのは、今、保育士ネットとかいうサイトもありますし、保育士の間では、情報交換は頻繁にされているというふうに思っております。

本巢市に問題があると思っているのかどうかはわかりませんが、もしあるとすればどんな対応策を考えているのか、お尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、本巢市の保育士の報酬、労働時間等、労働環境の改善策として何か対策は考えているかにつきましてお答えさせていただきます。

保育士を確保するためには、職場の環境改善が重要であり、保育園における雇用管理改善の取り組みを進め、保育園で働く保育士にとって働きやすい職場、働きがいのある職場をつくり、保育園を魅力ある職場にしていく必要があると言われております。

御質問の保育士の報酬の改善につきましては、保育園の保育士、幼稚園教諭は、本巢市職員の給与に関する条例による行政職給料表を用いています。また、日々雇用職員の報酬は、本巢市日々雇用職員の雇用、労働条件に関する要綱に定められております。日々雇用職員の報酬額は、岐阜県に定められている最低賃金を上回っていますし、職種別に見ても決して安価であるとは考えておりません。国が進めています月額報酬等の見直しは、民間に勤務する保育士の給料が他の職種に比べて低いため、助成を行うことである程度引き上げようとしているものであり、本市における職員の給与等を変更させるものではないと考えております。

労働時間につきましては、幼稚園の開所時間が午前7時30分から午後7時までとなっておりますので、通常勤務時間外に早朝と薄暮の勤務があり、当番制で行っているところでございます。その労働に対しましては、時間外勤務手当で対応していますので、短時間勤務など多様な働き方を考え、

日々雇用職員の採用をさせていただいております。日々雇用職員の勤務内容により、勤務時間は異なりますが、採用させていただくときに、その方のライフワークに合った勤務時間に配慮させていただいております。

労働環境につきましては、支援を要する園児の世話を中心に担任保育士と一緒に保育をする方や、園児数に見合う保育を補うため、生活支援、定員加配の保育士を配置させていただいているところでございます。また、休みを必要とするときは、代がえの保育士が保育に入るなど、園長は日ごろより働きやすい職場づくりを心がけているところであります。業務量の増大による負担が指摘され、その中でも会議、記録、報告が特に保育士にとって負担となっていると言われております。保育の記録は、保育園と家庭を結ぶ大切な連絡簿として、保育園での様子や家庭での様子を保護者と共有し、子育てへのアドバイスやサポートをする役割を担っています。また、幼稚園は文部科学省管轄による一つの学校という分類になりますので、幼稚園教諭の業務内容として1日の保育記録をつけることや、反省などが必要とされ、就学に向けての橋渡し役を担っています。この日常業務は、クラス担任の保育士や教諭が行っていますので、幼稚園に勤務する職員全てが行っているわけではありませんが、幼稚園に勤務する職員は、保育士の仕事、幼稚園教諭としての仕事を理解し勤務していると考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ただいまの回答の中で、正職員の方のシフトが組めないときや何かは時間外労働で報酬を払っているというふうにあったと思うんですけど、正職員の方の採用、職員数をふやすということは考えてみえますか、お聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

職員採用に関します業務につきましては、秘書広報課で担当しておるわけでございますが、計画的に採用していただくよう実施をしているところでございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

職員数というのは定数があって、保育士の正職員数をふやすと一般行政職の職員のようにしわ寄せが来るという話も聞いたんですけど、そういう関係で正職員数を抑制するのかなあということを危惧しておりますけど、そういうことはあるんでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

現在、保育士の正職員につきましては、56名ということになっておりまして、採用につきましては、新卒の採用並びに社会経験卒の採用等も実施をしている状況でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

堀部好秀君。

○1 番（堀部好秀君）

なかなか答えにくいことを聞いてしまったかなというふうにも思っておりますけど、正職員の定数があるのかとか、目標正職員数とかも聞きたかったんですけど、多分、担当部のほうにはわからないというふうに思っておりますので、なるべく職員の労働環境の改善を今後とも進めていっていただくようお願いしまして、1 番目の質問は終わりたいと思います。

それでは、2 番目の公共交通について質問させていただきます。

住みやすいまち日本一を目指す本巢市にとって、市民の足の確保は不可欠であり、また先ほどの代表質問でも市営バスの利便性の問題が取り上げられました。私も何回か公共交通については質問させていただきましたし、昨年9月にも市営バスが公共施設に乗り入れないという御意見を市民の方からお聞きしまして質問しましたところ、自治会や利用者の声をお聞きし、路線見直しを含め、公共交通活性化協議会で検討するという回答をいただきました。その後、市民の声を聞かれたり、協議会で検討なりされたのか、お聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

市営バスの運行見直しの検討状況についてお答えさせていただきます。

これまでの市営バスの運行見直しにつきましては、平成21年6月に本巢北部線におけるフリー乗降区間の導入、平成22年6月にササユリ南部線と糸貫線の統合とあわせて本巢・糸貫線、真正線の料金無料化と隔日運行及びルート改正を、平成22年9月に真正線の北方バスターミナルへの乗り入れ、平成23年4月に市営バス事業の一元化に伴う根尾地域3路線の市営バスへの編入及び料金の無料化を実施してまいりました。さらに、平成23年10月には、本巢北部線のルート改正を、平成24年10月には本巢・糸貫線の北方バスターミナルの乗り入れ開始と真正線のルート改正、平成25年11月には本巢北部線、本巢・糸貫線及び真正線のルート改正を行っております。

運行路線を見直すに当たりましては、市民アンケートやパブリックコメント等による市民の方の御意見を初め、毎年の利用者アンケートの結果を検証し、本巢市地域公共交通活性化協議会の協議を踏まえまして行っております。

今後につきましては、瑞穂市、北方町、大野町とともに設置いたしました2市2町公共交通連絡

会議における広域幹線バスの路線の検討とあわせまして、市営バスの運行路線の見直しについても検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ありがとうございました。最後に改正されたのが25年11月ということで、現在市営バスというのは無料で運行されていますが、以前は使用料というか、運賃というか、利用者が払っていたというふうに思っております。市営バスの利用目的というのは北部と南部では違いまして、北部では、通勤・通学にも使えるような時間帯に走っておりますし、利用者は距離に応じて運賃を支払っているとか、また月の協力金として払っていたときもあったように思っております。南部では、通勤・通学の利用を想定していないのは、今も説明いただきましたけど、隔日運行とされ、運行は昼間というふうに限られております。利用料金は、以前はワンコイン100円を支払っていました。

市営バスについては、アンケートの結果をお聞きしていると、利用している人には好評というふうに伺っておりますけど、利用しない、できない人も大勢いるのが現状であると思っております。一般的に、自治体サービスを市民の希望者が利用する場合、自己負担額を払うというのが通常だと思っております。しかし、市営バスにおいては現在は無料であり、これはお尋ねすると実証実験中だからというふうな御回答をされます。通学に利用する学生さんや高齢者など、利用者の配慮は必要とは思われますけど、今年度、通勤手当の非課税限度額が15万円に引き上げられましたし、今まででも、非課税額は10万円でありました。これを採用している企業は多くあると思いますし、そこまでじゃなくても、公共交通機関を利用する人の通勤手当を出す企業は多いというふうに思っております。特に、市で通勤手当まで負担する理由はないと思っております。今、実証実験中ということですけど、この実証実験の目的は何でいつまで行うのか、お聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

市営バスの実証実験についてお答えします。

市営バスの実証実験は、市内の公共交通の充実及び利用促進、運行経費持続の可能性を図ることを目的として継続実施してきており、この間には、市民アンケートやパブリックコメントを実施するとともに、利用者アンケートを毎年行い、本県市地域公共交通活性化協議会で検証し、料金の無料化、北方バスターミナルへの乗り入れや各路線の運行ルートの変更を行ってまいりました。

市営バスの実証実験につきましては、2市2町広域公共交通連絡協議会において、基幹公共交通や交通結節点の機能強化、各市町の地域公共交通再編に関する各種施策をまとめた地域全体のグランドデザインができ上がった段階で、一区切りとして終了したいと思っております。

[1 番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

堀部好秀君。

○1 番（堀部好秀君）

ありがとうございました。2市2町で多分調整もされるんじゃないかなあというふうに期待しております。

それでは次の質問としまして、今路線バスとして岐阜バスが運行されていますが、頻繁に利用する人、また恒常的に利用する人は、定期券とかプリペイドカードを利用している人が多く見えるというふうに思います。岐阜バスのプリペイドカード、アユカというものがありますが、これは岐阜バスしか使えず、正直余り利便性がよいとは言えないとは思いますが、逆に岐阜バスでしか使えないので発行しているところが限られています。それでも、大野町のバスターミナルとか、北方町庁舎の中とか、そこには自動販売機が設置してあります。これが本巣市には一カ所も設置されておられません。利用者からは市内に販売機がないから不便だという声も聞いております。設置の計画はあるのか、お聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

岐阜バスのプリペイドカード販売機についてお答えします。

岐阜バスのプリペイドカード、アユカは、降車時にカードを精算機にタッチするだけで、あらかじめカード内に入金してある金額から自動的に支払いができるプリペイドカードで、利用金額の2%が基本ポイントとして自動的にカードに付与されるほか、1カ月の利用金額に応じて、ボーナスポイントがふやされ、それらのポイントは翌月以降の初乗車時に10ポイント単位で乗車可能金額に加算されるポイント還元や、45分以内の乗り継ぎ乗車で乗り継いだバスの運賃から40円が割引かれる乗り継ぎ乗車割引が付随したものとなっております。このプリペイドカードは、岐阜バスの車内のほか、取扱窓口において購入及びカードへの追加入金、チャージができます。なお、カードへの追加入金、チャージは、岐阜バス取扱窓口のほか、岐阜県庁、岐阜市役所、岐阜市民病院、岐阜大学病院、岐阜大学生協、北方町役場、大野バスセンターに設置されている自動入金機において行うことができます。

本市では、プリペイドカードの購入及びカードへの追加入金、チャージが岐阜バスの車内においてもできることから、別途管理費が必要となる自動入金機を新たに設置することは、今現在考えておりません。しかしながら、市長の最初の答弁にもありましたように、岐阜バスに乗る方がふえておるといふことと、今後市内における岐阜バス利用者拡大の観点から、このプリペイドカードの普及・拡大が利用者増につながる可能性が考えられますため、自動入金機設置に伴う諸条件について調査・研究をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

[1 番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

堀部好秀君。

○1 番（堀部好秀君）

ありがとうございました。利用者の利用促進にもつながると思いますので、ぜひともそのことの検討をよろしく願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

暫時休憩をいたします。午後1時15分に再開をいたします。

午後0時00分 休憩

午後1時13分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、3番 鏝本規之君の発言を許します。

○3 番（鏝本規之君）

じゃあまた、通告に従いまして、一般質問をします。

前日も市長さんにいろんなことも聞きましたし、また今回も市長さんにいろいろなことを聞きたいなあと思っておりますけれども、その中で、四季彩館のことについて少しお伺いをしたいかなというふうに思っております。

根尾にある四季彩館、私も年に何度か泊めていただいておりますけれども、その中で感じるものが多々あります。言いにくいことをはっきり言うのが私の性分というのか、使命みたいなものですから、はっきり言いますけれども、そこにおられる従業員というのか、そういう人の対応も非常に満点とは言いがたい。私も年に何十回というほど旅行に行きますけれども、下のほうから数えてもいいぐらい対応が悪いなあというふうに思っております。一番に思うことは、車が着いたときに誰も迎えに来ない、帰るときに誰も見送りがない、そういうところは非常に珍しい。これは全国に発表をして、四季彩館に来ると、お出迎えもなければ見送りもない旅館でございますと言ったほうがいいかなあと思うぐらいなふうに思っております。

そういうような四季彩館について、私の思うところがあって、ちょっと質問を、きつい質問になるかと思っておりますけれども、よろしく願いをいたします。

6月議会でこの四季彩館のことについてお伺いをいたしました。その中で、経営等々を見たときに私が感じたのは、この四季彩館の黒字化ということは、私も商売人の一人として考えてみても、黒字化にすることは夢の夢かなあと思われまます。また、四季彩館の実質的な年間売り上げはどの程度かという質問に対して、7,000万前後だということでした。では、赤字はどの程度ですかとお伺いしたところ、2,000万前後の赤字であるというふうに答弁されたと記憶しております。

そこから鑑みる1万円の売り上げを出すために、市民の方からいただいた大切なお金、1万円の

売り上げを出すのに2,800円もの市民の税金が使われている、こういう実態が本当にいいのかなあという思いがしております。私も四季彩館に泊まったからわかるんですけども、四季彩館に泊まって、お酒を呼ばれて、料理を食べて、風呂に入って、よく考えてみたら、市民の方から2,800円負担をしてもらって風呂に入っておるかなあと思うと、非常に肩身が狭いなあというような思いをしてしまう、そのぐらい四季彩館というものは今現状において市民の税金を使っているというようなふうに思っております。

その中で、私の思うところがあるのは、この2,000万円近い赤字分を何とか根尾地域のためにならないかなあということで考えたのが、四季彩館を閉鎖することによって赤字を補填する2,000万円が浮くという形にすれば、旅館がなくなってしまうから、根尾地域に民宿とか、そういうことをやる、また、やりたいなあと思う人に、その2,000万円を、5軒やるなら5軒やる、10軒やるならやるでいいんですが、補助金として出して、そして泊まれる人が泊まれるようにできるような、そういうシステムをつくりたいなあというような思いから、今回市長さんに少しお聞きをしたいなあと思っておるわけです。

この赤字続きの四季彩館を、さっきも言ったように、黒字にすることは非常に難しいと思います。この四季彩館、せっかくつくった四季彩館ですから、壊してしまうというのももったいないかなあという思いもしております。この四季彩館を有効に利用するためにも、民間に払い下げをして、民間の力で、何らかの形で運用してもらえればいいかなあという思いをしております。私が思っておるだけではだめですので、市長さんにそういう考えがあるのか否か、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、四季彩館の問題につきましての御質問にお答えを申し上げたいと思います。

端的に申し上げれば、議員のおっしゃるとおりの方向にはなかなか一歩踏み出せないなと思っておりますけれども、お答えをさせていただきますけれども、6月議会の一般質問におきましてもお答えをさせていただきました。そのときにも、ホテル、また温泉を含めたうすずみ温泉というのは大変経営の厳しい状況でございます。先ほどからお話がありますように、赤字も続いている施設でございます。

しかしながら、当該施設は、本巢市NEO桜交流ランド条例に基づきまして、市が設置しております公の施設でございます。市民の健康増進と観光事業の振興を図るとともに、魅力あるふるさとを創出することを目的として設置した施設でございます。また、本巢市におきます通年性の観光、また複数の観光資源を生かした滞在型の観光を目指す上で大変重要な拠点施設でもございます。こうしたことから、6月議会でもお答えいたしましたとおり、今後とも可能な限り残していきたい施設であるというふうに考えております。

このため、まずこの経営を、今もとす振興公社へ委託をしてやっておりますけれども、これにも

う少し民間の力をおかりするような形で、もっと企業的な運営方法ということを採用することによって、この赤字の額を減らして、経営状況の改善につなげることはできないだろうかということも考えておまして、今年度もとす振興公社への指定管理が契約満了になります。そういったことから、今後民間の力をもっとおかりしながら、指定管理者の公募について検討をして、当面この問題について対応していきたいなというふうに思っております。そういうものの推移を見ながら、最終的には、またいろいろと御検討をしていかなきゃいけないなと思っております。

と同時に、この四季彩館だけで成り立つものじゃなくて、やっぱりホテル、温泉、そしてまた道の駅等々も、あの地域になりますと全部が一体的に関連性のある施設ということで今運営もしておりますので、今後もそれぞれ、ホテル、温泉、道の駅等々も一体的な形で経営の改善というものに努めていきたいというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今の答弁は、100回聞けば100回同じような答弁が出ることは承知しております。そして、民間の力をかりて四季彩館の運営をしていくということは私も同感でありますし、そのことをまた改めて言ってもらうために今質問をしたわけであると。そうしたときに、雇用も含めてということも言っておられますけれども、四季彩館で働く人は本巢市の人のほうが少ないということもよく市長さんは理解しておられると思います。

その中で、ついでに次に移ります。

2番目の質問ということになりますけれども、今、四季彩館が地域にとって大事な旅館であるということですが、この根尾地域で旅館業をやっている人、民宿にしてもホテルにしても何でも結構なんですけれども、この根尾地域においてそういう旅館業をやっている人は何件ぐらいあるのかなあというのを、副市長さん、管理者ですので、ひとつお願いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、四季彩館を除いて、旅館業等の店舗等は何件あるかということでございますけれども、まず旅館業法で、旅館業とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業と定義されておまして、ホテル営業、旅館営業、簡易宿泊所営業及び下宿営業の4種類がございます。根尾地域には、昭和50年代ごろまでは、現在と異なりまして道路状況も悪いということから、仕事、また観光などで宿泊される方も多く、旅館が4軒、簡易宿泊所としての民宿が3軒の合計7軒が営業しておりましたが、営業者が高齢化したこと、また後継者がいないことから、現在では2つの旅館、1つの民宿のみとなっております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

実質的に、四季彩館ができて人がそちらのほうに移るということになって、そして民宿等を営む人が業として成り立たなくなってきたから、だんだんと閉めてきたということになります。となると、雇用促進ということに対して、四季彩館をつくることによって、結果として逆行をしているなあというふうに思っております。また、民宿は今全部で3軒ぐらいかな、旅館等々ということになっておりますけれども、その中で本当にお客さんがいるのかというと、非常に少ないというふうに聞いております。私も根尾のほうにはよく遊びに行きます。タクシーも2時間、3時間と借り切っているところにも回ったりしますし、また、そういう人とのお話もよくしますけれども、いいですねえという話は一度も聞いたことがない。ですから、今改めて聞いたわけなんです。

この件数を含めて言えば、過去のことを思えば半分以下になっているよということですので、そのことを踏まえて、市長さんに今改めてお聞きをいたします。

市長さんは、今、四季彩館を民間に貸して、無料で貸すか何にするか知りませんが、民間の力をかりて何とか黒字にしようという試みをしておられるということですが、ホテル業としてあそこを営んで、成功するから私にやらせてくださいという人は、私はこれ断言してもいい、一人もいないと思っている。なぜなら、あの施設でお金がもうかるふうにするのは非常に困難であると。また、改善費等々が非常にかかるということでもあります。そういうことを含めたときに、ホテル以外のことも視野に入れた四季彩館の利用ということになっていくだろうと思っております。そうすると、旅館が本巣市の中で今言われる3店舗等々ということになれば、今、四季彩館を利用しているお客さんが泊まる場所がなくなってしまうなあというような思いをしております。

ですので、雇用も含めた、また地域の活性化を含めて、何とかホテル業、また民宿等々、旅館業でもいいんですけども、を営む人の何とか支援をして、1人でも2人でも多くの人が根尾地域で泊まっていただけるようにするために、この2,000万円のお金を、そういうことを営もうとする人、そういう人に補助金として出したらどうですかという提案なんです。そうすれば、空き家を利用して民宿をやろうという人が、名古屋の人やら都会の人たちが来て、多少の補助金をもらえるなら、道楽を兼ねてやろうかなあというような形で人がふえてくるんじゃないかなあという思いがしております。

市長さんとしてどのような答えが出るかわかりませんが、聞いてみないとわかりませんので、市長さんがどのような考えを持っておられるのかなあというふうなことをお聞きいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、3番目の御質問についてお答えを申し上げたいと思います。

この答弁につきましては、少しちょっと前向きにお答えをさせていただきたいなと思っておりますけれども、四季彩館そのものは、先ほど来お話を申し上げておりますように、温泉または道の駅などと一体的に活用する施設ということで、今後これからも民間の力をかりながらやっていきたいなど、経営状況の改善も図りながら何とか残して頑張っていきたいなというのが気持ちであります。そういったことで、ホテル四季彩館だけを抜いてどうのこうのというんじゃなくて、トータル的な取り組みの中で経営改善というのは図っていきたいと。そしてまた、地域のために、また地域の活性化のために使っていきたいなというふうに思っております。

それとはまた別に、宿泊施設、今お話にもございました、そういうものにつきましては、やらせらうかどうかという今お話があります。他県とかの例を見ておりますと、いろんなイベント、大きな事業をやったりするときに、ホテル、旅館等々が足らなくなって、施設を確保するために助成金等々を出してやったりと、今回の東京オリンピックのようなものですとか、そういうような大きなイベントのときに宿泊所をしっかりと確保するというようなこともあって、国内の地域によっては、そういうものに対しての補助金というのもやっているように聞いております。

そういう観点から、我々もこれから北部地域、トンネルから以北のほうの地域に、こういうことをつくることによって交流人口が増加したり、また、午前中のときも御答弁申し上げましたけれども、移住・定住をあそこに呼び込むというときに、移住・定住者の方々が来られたときに働く場もないというようなことでは、なかなか大変だろうというようなこともあります。そういう雇用の場を提供できるような、そういうことによって地域の活力の増大につながるような取り組みということであれば、そういう施設に対して支援を考えていきたいなというふうに思っております。

ただ、単純に旅館をつくるからどうだというんじゃなくて、地域に活力も、そしてまた、あの地域に住む方々へ雇用の場を提供する、そういったことを行うことによって地域の活力を生み出すようなものにつながっていくような施設であれば、また改めて申し上げますけれども、支援を考えていきたいなというふうに思っております。ただ、四季彩館そのものについては、何とか今の3つのホテル、温泉、それから道の駅等々で一体的な活用の中で、まだまだちょっとしばらく運営を考えていきたいというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

この問題は、私は四季彩館だけを潰すと、変な言い方をすると閉鎖するという考え方で今お尋ねをしておるわけなんです。当然、道の駅等々は隣に温泉館というのがあります。そこに人がたくさん来ていただければ、当然道の駅の運用というのは成り立っていくと思っております。

その中で、この四季彩館については別の機会にまた質問するとして、隣の温泉館のことについて

副市長さんにお尋ねをいたします。

温泉館の経営状態と経営のあり方について、まずお尋ねをします。それと市民の方から、この温泉館の閉店時間、また食事等のラストオーダーが非常に早いと、ゆっくりしていませんよと、ゆっくりあそこで酒を飲んだり帰ったりができませんよというような苦情が相当私のところに聞こえてきています。そういうようなことも含めて、ざっくばらんに聞きますと、経営状態と、それから経営のあり方、今どういうふうに行っているかということと、食事等のオーダーストップは今何時になっているかと。また、そういうもの全てに対して改善の意思があるのかなのか、この管理者のトップとしてあるのか否かと。また、あるとすれば、どのような改善方法を考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、まず、食事等のオーダーストップの時間についてお答えをさせていただきます。

温泉館内のレストランのオーダーストップの時間につきましては、現在、平日が午後5時、土曜日が午後5時半、日曜日が午後6時までとして営業しております。以前はこの時間より1時間から1時間半ほど長く営業しておりましたけれども、燃料費の高騰などにより、収支状況が厳しくなってきたということから、平成20年度に、国のアドバイザー派遣事業を活用いたしまして、経営診断を受けた中で、温泉館レストランの夕方の営業収入が年間250万ほどと少ないということから、人件費や燃料費等の削減を図るために営業時間の見直しを図るよう指導をいただきまして、営業時間の短縮を図った経緯がございます。このため、レストランの営業時間を延ばすことによりまして、人件費や燃料費等の増につながるというようなことがないよう、十分な検討が必要であるというふうには考えております。

現在、お客様からのお食事のお問い合わせ等につきましては、温泉館近くの飲食店を紹介するなどによりまして御理解をいただいておりますということですが、今後につきましては、赤字を増大させるようなことにならないように、時間帯での利用者の分析、また料理メニューの見直しなどによりまして利用者の増につながる収益の改善が図れるようであれば、レストラン運営方法について検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、現在の経営状況ということでございますけれども、8月末の利用状況といたしましては、昨年度の同期と比較いたしまして、温泉館で約2,000人の増、ホテル館で約70人の増ということがございます。当期の収支につきましては、7月末の時点しか出ておりませんが、うすずみ温泉ホテル館、温泉館の合計で、昨年度と比較しまして収支で約400万円の増という状況でございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

四季彩館を黒字にすることは夢の夢だと思うんですが、この温泉館を黒字にすることはそんなに難しいことではないと思っております。このことについては、次の質問がありますので、時間がありませんので、このことをやると長くなりますので、それなりの考え方があるということだけ覚えておいてください。私がもしここの改善をとするなら、この温泉館は24時間営業にします。そうすれば、お客さんはすごく来ると感じております。

このことで余り長く時間をとると、次の、市長さんの勇気を持って決断するという新庁舎建設のほうが少なくなってしまうので、こちらのほうが金額的にも大きいし、地域の経済の雇用云々、いろんなことを考えれば、この新庁舎建設というものは本巢市にとってすごい一大イベントでありますので、こちらのほうに時間を費やしたいと思っておりますので、こちらのほうに質問を移ります。

さきの一般質問でも、この問題を取り上げました。新庁舎建設については、市長さんは、長期的な展望を踏まえ、場所、方法、また市民や関係者の同意など、具体化してくれば検討をしていく旨の発言をされておりました。けれども、市長さんが何か提案をしない限り物事はそう進んでいかないと私は思っております。市のほうからどこどこに、場所は後からやってもいいとは思っておるんですけれども、どういうふうな形のもの、どの程度の規模のものというような形をまず出すことが先決だろうと思っております。

今回も、モレラの西にインターチェンジができる。そのインターチェンジもスマートインターにしますよと、その隣に防災センターをつくれますよという、それだけでもいろんな市民の声が聞こえてくる。その中に、おんさい広場をつくれますよとか、また市民の人たちが避難してきたときに雨風がしのげるよというということで、本巢の本庁舎の隣にあるような屋根だけのドームをつくるよとか、いろんな提案をすることによって、市民の声がそこから、いや、それよりもこれがいいんじゃないのかとか、こうしたほうがいいんじゃないのかと、また、こうすべきではないのかという声が聞こえてくると思うんですね。そして、そういう声を私たちも聞いて、それを行政に届けることによって、市民が納得できる、全部が全部とはいいいませんが、納得のできるものができると思っております。また、それが市会議員の仕事だろうと思っております。

この新庁舎建設についても、市から何らかの形で、ざくっとしたような形だけでも結構なんですけれども、そういうものをぽんと出すことによって、2階建てにするよ、3階建てにするよ、いや、6階建てのビルにするよと、周りにはこういうものをつくれますよというような提示をすることによって、市民の声が、いや、こうしたほうがいいではないですかと、いや、そんなもんならつくりたくないほうがいいですよとか、いろんな意見が聞こえてくるだろうと思っております。そういう声が市会議員18人の耳に聞こえてくることによって市会議員一人一人が、また、市民の声の代弁者として行政に伝えることによって設計が少しずつ変わってくるだろうと思っております。つくるかつくりたくないかも、その中の市民の感情として、また思いとして出てくるだろうと思っております。

ですので、市長さんにおかれましては、そういう整備が整う、環境が整ったらやりますよじゃなくて、整えるために何らかの提案をすべきだろうと私は思っております。今の市長さんの頭の中にそういう構想があるのか否か、また、そういうことをいろんな人と相談したことがあるのか否かも含めて、頭の中に、今、新庁舎建設について何か構想があるのか否か、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、庁舎の建設については、御質問でございますのでお答えを申し上げたいと思います。

庁舎建設の御質問は、さきの6月議会でも御質問をいただきまして、そのときにもお答えをさせていただいております。そのときにも、庁舎統合の検討委員会というのが平成27年度に設置をいたしまして、内容を検討をさせていただいて、そこで報告を受けております。その報告というのが、庁舎統合については妥当であるが、統合庁舎の場所や方法については長期的な展望を踏まえた統合庁舎の整備を検討する必要があるという、そういう答申でございます。そういったことから、庁舎の統合そのものにつきましては、庁舎統合検討委員会から妥当であると、こういう旨の御報告を受けております。ということから、今後、庁舎の統合に向けまして、統合庁舎の場所または統合方法の検討というのは進めていく必要があると思っておりますし、また進めていかなきゃならないというふうに今考えております。

その際、統合をいつごろどうするのかという時期の問題も出てまいります。まず、一つの時期の目安として法定の耐用年数、前のときもお話し申し上げましたけれども、糸貫庁舎が建築して46年以上たっておりまして、法定年数の耐用年数というのが50年とされておりまして、これは4年をもう切っている庁舎でございます、かなり老朽化してきているというふうなことでございます。こうした糸貫分庁舎の老朽化への対応をいつ行うのかというような問題。それからまた、近年、異状気象によります災害が多発している状況、また、この地域も含めてそうなんです、想定されております南海トラフ等の3連動地震が起きるといことも予想されている地域である。こうした地震への備えというものを考えたときに、部局が分散しているということで、災害時に迅速かつ的確な危機管理に不安のある現在の体制を早急に整備する必要性にどう対応していくのかというような、こういう問題もございます。

あわせて、統合した場合、現在庁舎が全部で4つありますけれども、まだまだ耐用年数が大変まだたくさん残っている庁舎もございまして、こうした残った分庁舎の利活用、それをその後どうするのかという問題。それからまた、庁舎を建てるとなった場合、その建設資金をどうやって、どういう形で確保していくかという年次計画、こういったものの策定などもあわせて検討していく必要があるというふうに思っております。

それとまた同時に、先ほど来お話がありますように、庁舎の云々については、市長がとか、市へ提案して云々というお話もありますけれども、やはり統合庁舎の場所や統合方法につきましては、

今回の庁舎統合検討委員会の中でも議論がありましたように、市民の皆さんにとって非常に重要な問題であるということ認識しております、庁舎の統合を検討するに当たりましては、先ほども申し上げましたような課題等も含めて、いわゆる有識者等関係者の皆さんの御意見を聞く場をやっぱり設けて、慎重に議論し結論を得ていくことが必要であるというふうに考えておまして、今後、できるだけ速やかに有識者等関係者の議論をする場を立ち上げて、先ほど来、申し上げているような課題については検討をし、結論を得てまいりたいというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

これも、市長さんとしては当たり前前の答弁だろうと思っております。検討委員会で審議された内容、極端なことを言うと、どういう提案をまずそこでなされていたかということ自体、この中における市会議員の皆様は余り知らなかったと思っております。だから、私が言うのは、こういう提案をしますよということを広く市民に知らしめることが大事であるよと。その中からいろんな市民の声を聞いて、そしてまた専門家の意見を聞いて一つの形にしていくのが行政ではないかと思っております。

どこかの魚市場じゃありませんけれども、全部埋めますよと言っておいて、勝手に空洞化にしまうなんていう、そういう勝手なことをするのではなくて、極端なことを言うと、くぎ一本、柱一本、どこに打ち、どこに建てますよということを市民の方たちに知らしめて、そして、このやり方でいいですかということ問うて、そして初めて市民からいろんな意見を伺い、また、隠れた才能のある人たちの意見を聞き、有識者と言われる人だけじゃなしに、まだまだ隠れたすばらしい考えを持っている人もいるだろう、そういう人の意見を聞いて、それを固めていって形としてなるんじゃないかなあという思いがしております。

ですので、場所は今、極端なことを言うと、根尾につくりますよと言えば、南の人は、何を言っておるんだと言うに決まっている。本巢につくりますよと言えば、根尾の人は、それは遠いじゃないかと言うに決まっている。どこにつくっても批判は出るんで、ですから、その場所を決めるのは、最後はやっぱりトップとしての責任として場所はここですと、最後は勇気を持って決めればいい。けれども、つくるものについては、どこでつくってもそんなに変わらないと思っている。極端なことを言うと、根尾でつくっても、真正地域でつくっても、規模そのものはそんなに大して変わりはないだろうと思っている。ですから、そういう提案を市民に知らしめて、そして、結果として、井戸端会議みたいなものが、喫茶店とかいろんなところで市民同士が話をする。そういう話がまた漏れ聞こえてくることによって、議員がそれを行政に伝える。そして、行政の中で、こういう意見もある、ああいう意見もあるという手直しをして、そして最終的にはこういう形というものができ上がるだろうと思っている、それが行政の仕事だろうと思っております。

市議員は市議員の仕事が、行政は行政の仕事がある。行政の決めたことを全てよしとするわ

けにもいかないだろうし、議員の提案を全てよしとするわけにもいかないだろうと。また、市民の言うことを全部聞くわけにもいかないだろうというのは、これはわかっている。けれども、この新庁舎建設については、ある程度の時間というものの区切りがある。

お金のことも、先ほど市長さんは言われましたけれども、新庁舎建設については合併特例債が使える。この合併特例債についても、どういう条件があって、どういうものですよということを市民の方たちに広く知らしめることによって、またいろんな意見が出るだろうと。耐久年数がまだたくさんありますよという、この今使っている、私が今一般質問をしているこの庁舎にしても、庁舎として使うだけじゃなしに、いろんな形で市民の声を聞きながら、ここをいかに有効利用するかということも市民の知恵の中で聞けばいいかと思っております。

ですので、ざくっとした考え方で結構なんです。もう一度答弁を求めても多分同じことしか言わないだろうと思っているから、早いうちに何らかの形で青写真等々を提示していただくことを願っております。

市長さんばかりに余りきついことを言ってもいかならうと思えますし、何にしても、2年近くしかあと時間がないということだけを承知しておいていただきたいなあと思っております。一刻も早く提示をして、つくるかつくらんかということの結果も早く出さなければいけないだろうと思っておりますので、市民の声が少しでも早く聞こえてくるような提案をひとつよろしく願いをして、次の質問に移ります。

次の質問は、私の非常に苦手な分野の質問でございます。私は、何せ学校といったら中学校までしか知りませんので、高校のこととか、いろんなことについては一切知りません。学校も余り真面目に行っておりませんので、学校の成績は非常によくございませんでした。けれども、学校の先生には、どういう関係かよくわかりませんが、よくかわいがってもらったということをお憶しております。特に小学校5年・6年生のときの担任のスギウラフサエ先生は、いまだに思い出の中にあります。今考えてみると、私の今をつくったのはその先生かなあというような思いもしております。学校の帰りにおでんを呼ばれたり、遠足の帰りにそのうちに寄ってアイスキャンディーを呼ばれたりという、そういう思いもあります。また、その先生に対して、少し小言も言いたいなあということもあるわけなんですけれども、その先生は、私が小学校のときはローマ字を5年生か6年生のときに習うということでしたけれども、ローマ字は英語の邪魔になるから習わなくてもいいと言われたもので、ああ、そうですかということで一切やらなかったという経緯があります。

そういうようなことも踏まえて、少し教育長さんをお願いをしたいなあということもありまして、前回の6月議会で、教育長としてどういう思いがあるかということをお聞きいたしました。そういう中で、熱い答弁の中で、私が今からちょっと聞きたいなあと思うことがあります。

その中で、地域の特性を生かした教育をしていますよということでしたので、前の白木教育長もそういうことをやっておられました。地域を生かした教育について、成果について、教育長さんにお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

地域性を生かした教育と、その成果についてお答えをさせていただきます。

学校は、それぞれの地域の歴史や文化、自然や産業、そしてそれを支える人々と触れ合うことを通して、より深く自分が暮らす地域について学ぶことを大切にしております。こうした教育により、生まれ育ったふるさとを愛し、ふるさとをルーツにたくましく生き抜いていく子どもが育っていくと考えているからです。

例えば席田小学校では、自分たちの暮らしの礎となった席田用水の学習を、真桑小学校では、300年以上引き継がれてきた国の重要無形文化財「真桑文楽」の学習を、外山小学校では、子どもたちが愛着を持って「コボ山」と呼ぶ大切な裏山での自然体験学習、根尾中学校では、日本三大桜を中心として、地域のよさを探求しアピールする桜学習を、そして糸貫中学校などの、みずからのふるさとをきれいにしたいと心を込めて行う根尾川水系清掃活動など、市内どの学校においても、それぞれの地域性を生かした特色ある教育が展開され、子どもたちが目を輝かせ、生き生きと学習する姿が見られます。

これらの学習を通し、ふるさと本巢のすばらしさ、そして、それを守り、継承・発展させていただいてみえます先人たちへの感謝の思い、さらには自分たちが受け継いでいこうという気持ちなどが高まってきています。こうした地域を愛する思いは、平成27年度全国学力学習状況調査の質問の調査、今住んでいる地域の行事に参加していますかという質問に対して、市内小学校89.3%、中学生の80.1%が「はい」と答え、全国平均を大きく上回っていることから読み取ることができ、大変うれしく思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

今、質問したのは、過去において継続されている、地域を生かした教育についてお伺いをいたしました。

今回は、教育長さんも新しくかわられたということで、また、教育長さんの中にも地域を生かした、特色のある教育というものを考えておられるだろうと思っておりますので、もしそういうものがあるとするなら、お答えをお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

では、本巢市の特色を生かした教育についてお答えをさせていただきます。

本巢市ゆかりの人物や文化などを取り上げ、ふるさとへの愛着を深めるとともに、さまざまな学びや発見、そんな中で、ふるさとに自信と誇りを持つことが将来の本巢市を担う子どもたちにとって極めて重要なことであると捉えています。

教育委員会といたしまして、現在、地域の偉人を取り上げた活動の一つに算数ウオークラリーと算数・数学甲子園があります。この事業は、世界的に有名な数学者高木貞治博士の功績に触れるとともに、問題を解きながら算数・数学の世界に興味を持つことを狙っています。算数ウオークラリーは、市内小学校5年生から参加を募り、高木博士ゆかりの地をめぐりながら、学校では取り扱わないような問題をグループで解いていきます。毎年、市内5年生の約40%が参加します。算数・数学甲子園は、市内外から希望する小・中学生が難問に挑戦するものです。昨年度は404人の参加がありました。参加者の中には、満点を目指し何年も続けて挑戦している児童・生徒もあり、そうした取り組みを通して、数学的な思考や判断力を身につけています。

このような本巢市の特色を生かした教育を充実・発展させていくことが、子どもたちの能力開花、能力伸長に、またふるさと教育の充実に結びついていくと考えています。今後は、今の算数・数学を生かすとするならば、各学校において高木博士を道徳の教材で取り上げ、その生き方に触れたり、より算数・数学の難問にチャレンジする機会を設けたりするなど、博士にちなんだ取り組みを展開していきたいと考えております。

また、岐阜高等専門学校や近隣の高等学校などと連携を図りながら、本巢の偉人、高木博士にちなんだ事業を充実させ、算数・数学のまちとして本巢市を県内外にアピールしていくことも考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

地域の有名人等々を生かしていくことは大いに賛成でございます。

ただ、これからの時代は、外国語という、英語だけではなく、中国語等々を含めた外国語というものが非常に重要視されてくるであろうと思っております。たまたまテレビを見ておりましたら、国の方針として、小学校から学校教育の中に入ってくると、英語が。先生においては、その英語の授業において、自信がありますかとお尋ねをしたら、7割以上の先生が自信がないと言われる。自信のない先生に授業をしてもらっても、何も役に立たないだろうというふうに思っております。

先ほど、私も英語のことを言いましたけれども、英語が全然わからない。たまたま孫が英語塾に行って英語を少し覚えてきて、朝起きたときに、「じい、モーニン」と言ってくる。何を言っておるのかなあと、さっぱりわからなかった。何ですかというような話なんですね。多少英語を知っておれば、グッド・モーニングと言って返したかもしれないんだけど、モーニンと来たら何だ、知らんと思っちゃうと。そういうような形で、教えるほうも教えられるほうも、教えるほうが特にそうなんだけれども、物事がわかっていないと教えられないだろうという思いをしております。

7割の方が当然そういうことがわからないということも踏まえて、教育長にお尋ねをするわけなんですけど、私の思いとしては、学校の先生だけじゃなしに、英語だとか中国語のわかる人、地域にもたくさんいるだろうと思う、民間人の中にもたくさんいるだろうと、そういう人を学校にお招きするなり、また、先生とは言わないにしても、何らかの形でそういう人たちを呼んで、先生の補佐ができればなあというような思いを描いております。教育長において、英語教育、また隣の中国語等々も含めて、外国語に対する思いはどのように思っておられるのか。また、どういう教育を目指そうと思っておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

まず、外国語の授業についての思いについて話をさせていただきたいというふうに思います。

これからのグローバル社会においては、外国語、とりわけ国際共通語である英語を実際に使えることは大変重要なことであると認識しております。将来にわたって本巣市を支え続ける子ども、いつかは世界へ羽ばたいていく子ども、どの子どもにとっても英語が必要な時代が想定されます。英語を使ってさまざまな人たちとかかわり合い、ともに力を合わせて生きていく力を身につけることが大切であるというふうに捉えております。

こうした力を本巣市で学ぶ子どもたち一人一人が身につけていくために、英語の授業のというのは少なくとも私は2つのことが必要であるというふうに思っています。

1つ目は、主体的にコミュニケーションを図る活動が中心となる授業を展開していくこと。

英語を使えるようになるための一番の鍵は、実際に英語を使う経験を積み重ねることです。文法事項についての知識を教え込むのではなく、英語を使ってコミュニケーションを図る、その必要がある魅力的な活動を用意して、子どもたちが主体的に互いの考えや思いを理解し合う営みを積み重ねることが極めて大切であるというふうに捉えています。楽しく英語が飛び交う授業にしていくためには、先ほどお話がありましたけれども、先生も英語を積極的に用いることです。英語に触れる時間が極めて限られている日本にとって、先生が授業で使う英語自体が重要な生の英語となります。小学校の担任は一緒に英語を学ぶモデルとして、中学校の英語教諭や外国人指導者は憧れの英語のモデルとして位置づくことにより、子どもたちは自分も使おうと意欲を持って英語を学ぶことにつながっていくと考えております。

もう1点、2点目は、発達段階を踏まえて使える英語にしていくということです。

小学校英語では、音声を重視して、楽しく、体験的に英語になれ親しむことを通して、英語が好き、身につけたいという英語への興味・関心や学ぶ意欲を大切に育てます。また、中学校では、小学校で育てた興味・関心や意欲、英語を使うことへのなれ親しみの上に立って、楽しいだけとか、活動するだけの授業ではなく、聞く・話す・読む・書くの4つの技能をバランスよく身につけ、使えるようにしていくことが大切です。そのために、繰り返し練習する学習があつたり、実際に英語

を使って話し合ったりするなど、その時間に身につけるべき力のためにさまざまな学習活動が仕組みられることが重要です。

英語によるコミュニケーション能力の育成は、日本の将来にとって極めて重要な課題です。本巢市の子どもたちが、学んだ英語を駆使して、さまざまな人と積極的にかかわりながら、主体的に人生を切り開いていく姿を思い描き、質の高い英語の授業を目指していきたいというふうに考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本議員に申し上げます。

残り時間2分というふうになっております。次、4番目の質問もありますので、その点よろしく、時間配分を考えてお願いします。

それでは、鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

英語は、私は外国人の人とのコイの関係で、もういろんな外国の人とコミュニケーションをとっております。いかに外国の人になれ親しむかということも大事なんです。おかげさんとニシキゴイで使う用語が全て世界共通でございますので、どんな外国の人とでもある程度のコミュニケーションは図れる。その中でいろいろな、英語、ドイツ語、フランス語等々の話をする人と一緒に勉強みたいな形でやっておるのが今の現状なんです。そういうことを含めて、外国語というものは非常に大事だなあというふうに思っておりますので、よろしく願いをして、次に、何遍も何遍もやっております真正中学校のグラウンドの南の雑木林の件についてお伺いします。

この件は、今、調停を行っているということなんですけれども、その調停の進捗状況というのか、お話のできる範疇内で説明をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

それでは、真正中学校グラウンド南にある雑木林の調停の進捗状況につきましてお答えさせていただきます。

6月29日に行われた第1回調停では、市側は、調停申し立ての内容の説明及び覚書無効の内容等について説明をいたしました。相手方は、覚書に記載されている土地実測7,426平方メートルから交換土地6,081平方メートルを差し引いた1,345平方メートル、いわゆる縄伸び分につきましては、調停申し立て書に記載された内容は誤りであるとの主張をされてみえます。双方の主張に食い違いがあるため、調停官から、覚書に記載された公民館北側に位置する1,345平方メートルの土地の境界立ち会い確認を行う必要があるとの指示があり、境界確認について相手方と日程調整を行い、7月25日に行うこととしましたが、相手方との行き違いにより、立ち会いは実施できませんでした。

その後、8月24日に行われました第2回調停では、市側は、境界立ち会いの実施及び覚書無効の主張をするとともに、調停成立の有無にかかわらず、今後、境界測量図等が必要となるため、現地測量をさせていただくことをお願いいたしました。調停官からは、調停は和解のために行うものであることから、市側において現地測量を行い、現地立ち会いを10月3日に行った後に、和解案も含めまして、第3回の調停を10月19日に行うことで相手側も了承し、第2回調停を終えたところであります。

以上がこれまでの進捗状況でございますが、現在調停中であること、また、第3回の調停への影響を及ぼす可能性がありますので、調停の詳細につきましては答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。いずれにつきましても、調停の成立・不成立の見込みが判明しました段階で、これまでの経緯も含めまして議会に報告させていただき、場合によっては議会の承認手続きをしたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

調停の中に、A氏との調停をしているわけなんですけれども、A氏のほうの証人というのか、弁護人みたいな形の証人として、前町長で、その当時の町長だった片岡氏が来て、今言われるA氏が主張している土地はA氏のものであるというような証言をしているというふうに聞いておりますけれども、答えられなければ答えなくても結構なんですけれども、片岡氏が調停の席に着いたということは間違いないのか、これだけ1点、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

先ほども答弁させていただきましたが、第3回への調停への影響を及ぼす可能性がありますので、御答弁は差し控えさせていただきます。

[3番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

話をまとめてください。

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

私が聞いた限りでは、その片岡氏が証言という形で出ているというふうに聞いております。そして、その土地がA氏のものであるというような説明をされているというふうに聞いております。もしこれが事実だとすると、これはすごいことだなあというふうに思っております。なぜなら、この片岡氏はその当時の町長であります。町長が町の名義にしておいて、そして、その土地はA氏のものですよというような答弁をするということは、すごくおかしいことだし、また市民をだましたと

というような形になるかと思っております。

もし本当にその土地がA氏のものだとするなら、一応トップの方ですので、A氏に対して無償譲渡の決議という形で議会に提案をしていただければ、それに対して議員が賛成をすれば、一円のお金もかからなくてA氏の名義にかわったはずなんです。そして必要とするなら、A氏の名義にした後で、その土地を今度市が学校のグラウンドとして買い受けますよという形で行政のほうから市に提案をすれば、議員はそれをよしとして、何十年もああいうような形にならなかった。トップじゃない人の証言ならいざ知らず、それが実行できる立場のトップの人が、今に至ってその土地はA氏のものですよというような発言、また証言をしておるといことになれば、これはゆゆしき問題であり、早急に手を打たなければいけない問題だろうと思っております。

私の思いとしては、この何十年もそのような形で放置をしておいて、A氏の土地としてA氏が耕作するわけでもない、何もするわけでもない。また、市としてその土地をくわ一本入れるわけでもなし、子どもが入れば叱られるような形にしてずうっと放置をしておるといことにおいては、すごく市民にとっては不利益きわまりない、そういう問題が何十年も続いているということ自体、非常に私としては怒りを感じます。

今、調停中であるということですから、その席においてそういう発言があったか否かということは答弁できないというふうですけれども、私が調べた限り、また私が知り得る限りの中ではそのような答弁をしているというふう聞いております。このことに対しては、調停の中においても厳しく責めるというのか、指摘をしていただくことを願って、市民にとって不利益にならないような形で、また片岡氏もよく自分の立場を考えて、自分が行ってきたことに対しての責任を持つようにしたいと思っております。

議会の中においてきついことを言いますが、私の思いとしてはそういう思いをしております。一刻も早く調停を結んで、市民にとって不利益にならないようお願いをして、私の一般質問を終わります。以上。

○議長（大西徳三郎君）

それでは、暫時休憩をいたします。

この時計で2時35分に再開をいたします。

午後2時18分 休憩

午後2時34分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、4番 黒田芳弘君の発言を許します。

○4番（黒田芳弘君）

皆さん、こんにちは。

今、富山では大変お菓子が売れているようでありまして、富山市議会は大変なことになっている

ようでございますが、この9月定例会を迎え、また、我々議員の任期も残すところ1年となりました。高齢化が進むこの本巢市議会を、何とか若い層が活躍できる議会へと改革に取り組んでまいりましたが、なかなか思うように進まない現状にもどかしさを感じているところでございます。

そして、ことしはオリンピックイヤーということで、リオからは日本の大活躍を届けてくれましたが、特に私が感動したことは、男子体操に始まり、卓球や、最後あのボルト率いるジャマイカを追い詰めた男子リレーに見るチームの結束力であります。

そんな中、決意をされたであろう石破前地方創生大臣はこうっております。やりっ放しの行政、頼りっ放しの民間、そして無関心の市民、これが三位一体となったとき、地方創生は必ず失敗をし、この国は終わりますというふうに危機感を述べております。我が本巢市においては、行政と議会、そして市民がかたい結束力で力を発揮していきたいものと改めて感じている次第であります。

きょうは、そんな思いを込めて、通告してあります3点8項目について順次ただしてまいりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、まず1点目でございますが、住みよさランキング活用のまちづくりについて質問を始めたいと思います。

このランキングにおいて、我が本巢市が2009年に全国1位に輝いたことは皆さんも記憶に新しいところでございますが、正直言って、当時私は、なぜこの本巢市が全国で1位なのか余りぴんとこなかったことを覚えております。ここが1位となりますと、この日本という国はどれだけ住みにくいところなのかというふうに逆に思ったりもしました。

今回このことについて改めて調べてみますと、住みよさランキングとは、資料1にありますように、東洋経済が公的統計をもとに、安心度、利便度、快適度、富裕度、住居水準充実度の5つの観点から、その15の指標について平均値を50とする偏差値を算出し、その単純平均を総合評価としてランキングにしたものであります。

ここに、全国1位になったときの記事がありますので御紹介いたしますが、2009年の住みよさランキング総合評価1位は本巢市で、昨年の50位から大きくランクアップした。本巢市は岐阜市に隣接、同市のベッドタウンとしての性格を有し、20%通勤圏である。今回のランキング算出では、人口当たり大型小売店店舗面積や65歳以上人口当たりの介護老人施設数が高水準だったことから、カテゴリー別では利便度5位、安心度25位の評価が高く、住居水準充実度でも66位と上位に位置をしているというふうにしております。2009年という年は、現在の市長が就任した次の年ということでありまして、藤原市長って、たった1年ですごいんだということになります。実は指標の補正もあって、当時はまだあったリバーサイドモールに加え、モレラがオープンをし、以前から大和園や根尾川ガーデンがあって、片田舎なので持ち家率が高いため、このランキングの指標では晴れの全国1位に輝いたわけでありまして。

次に、資料2を見ていただきますと、最新、2016年のランキング表がありますが、本年度においても本巢市は全国で第9位、当然県内では1位にランクをされております。

次に、資料3では、安心度から住居水準充実度まで5つの基準項目についてのランキングがあり

ます。これを見ますと、不便な根尾に住んでおる私にとってはよく理解はできませんが、利便度において15位となっております。ちなみに、過去の結果についても調べてみましたが、2009年からは、昨年を除きまして、全てが全国のベストテンにランクをされております。この住みよさランキングにおいては、全国813市区の中でも常にベストテンという、市長も市民もびっくりの我が本巢市であります。

こんな結果でありますので、何かこれに関する記事があるだろうというふうを探してみましたところ、2つ見つけましたので御紹介をいたします。1つは、岐阜経済大学の公共政策特論の授業で、藤原市長がゲスト講師ということで講話をしております。これを見ますと、平成の大合併により4町村が合併し誕生した本巢市は、全国都市ランキングの住みよさランキングで毎年ベストテンに入る評価を受けているが、南北に広がる立地から、南部と北部の地域格差が広がる南北問題が長年の課題となっているとのことで、藤原市長は、北部と南部では人口比率の差が大きく、出される要望も異なる。1つの市で過疎と過密の両方の対策をとらなければならないと語られ、市長として今後も住みやすいまちづくりに尽力する熱意が感じられる講義となりましたというふうにつづっております。

もう1つは、皆さんも読まれた方もあるかと思いますが、こういった本が出されております。これは、地方創生をテーマにした「これでいいのか岐阜県」という本でございますが、ここでは県内の各市町村の実態が詳しく、そして意外と的確に書かれておりますが、資料4にありますように本巢市のことが書かれております。これを抜粋してみますと、本巢市の市域は南北に長く、北部には山林が広がり、人がほとんど住まない未開の地のようなエリアもある。対して南部は岐阜市のベッドタウンとして発展しているというわけで、人口は南部にぎゅっと集中しており、さまざま面で南北間の隔たりが激しい。そんな小さな地方都市の本巢市だが、大きなセールスポイントがある。実は、全国屈指の住みやすいまちなのだ。その指標となるのが東洋経済新報社の住みよさランキングというふうにも書いてあります。この内容につきましては、各自の評価にお任せいたしますが、ここでも住みよさランキングについて載せてあります。

私が申し上げたいのは、このように注目度が高く、話題も多いこのランキングにおいて全国的にも極めて優位にあるこの本巢市は、せっかくだから、これを積極的に利用しPRしながらランクアップの施策を推進し、まちづくりに活用したらどうかということでもあります。

ここで1項目めの質問に入りますが、この住みよさランキングに対する本市の見解について、企画部長にお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、議員御質問の住みよさランキングに対する本市の見解につきましてお答えをさせていただきます。

議員が御説明をいただきましたことと重複をいたしますが、まず、この住みよさランキングにつきまして若干お話をさせていただきたいと思えます。

この住みよさランキングにつきましては、東洋経済新報社がさまざまな分野の公式統計などを用いて算出をいたしました全国各都市の都市力をランキングしたものでございまして、議員から御提供いただきました資料にもございますとおり、住民の生活の場面に応じた、安心度、利便度、快適度、富裕度、住居水準充実度の5つのカテゴリーに分類をしてランキングを行っておりまして、算出指標の安心度につきましては、病院・一般診療所病床数、介護老人福祉施設・介護老人保健施設定員数、出生数、保育施設定員数・待機児童数。利便度につきましては、小売業年間販売額、大型小売店店舗面積。快適度につきましては、汚水処理人口普及率、都市公園面積、転入・転出人口比率、新設住宅着工戸数。富裕度につきましては、財政力指数、地方税収入額、課税対象所得。住居水準充実度につきましては、住宅延べ床面積、持ち家世帯比率の合わせて15の統計指標を用いて平均を算出し、5つのカテゴリーの部門評価及び総合評価を算出したものでランキングが決定されておりまして、ことしの住みよさランキングにおきまして、本市は全国で9位という結果になっております。

このランキングにつきましては、統計結果などをもとにした数値による住みよさでございまして、議員御提供の資料にもございますとおり、市民が感じる住みよさとは言いがたいところもあると認識をいたしております。また、この住みよさランキングの全国的な知名度は決して高いとは言えず、どちらかというマニア向けのランキングでもあるのではないかと感じております。しかしながら、この住みよさランキングという言葉の影響度から、議員がおっしゃられておりましたように、PRツールとして大変有効なものであるというふうと考えておりまして、全国813の市区の中で毎年のようにベストテンに入っているということ、こういった誇れることをもっとアピールしていくことも重要であるというふうと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

今、答弁の中で、マニア向けのランキングという話がありましたが、決して私はこういったマニアではございませんが、先ほどの説明の中でも取り上げましたが、このランキングは、資料1にありますよう5つの観点と15の指標について算出するものであります。

2009年は知らないうちに全国1位に輝いたわけでありまして、本年は9位であります。後に市長のお考えも聞かなければ話は進みませんが、仮にもう一度1位を目指すには、このランキングアップに当たってポイントや手段は本市に当てはめるとどういったことなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、議員御質問のさらなるランキング上昇へのポイントにつきましてお答えをさせていただきます。

先ほど御答弁を申し上げましたとおり、ことしの住みよさランキングにおきましては本市は9位ということでございまして、1位でございました2009年の5つのカテゴリーにおける各順位は、安心度が25位、利便度が5位、快適度が480位、富裕度が234位、住居水準充実度が66位で、偏差値は59.39でございました。一方、今回のランキングでは、安心度が194位、利便度が15位、快適度が545位、富裕度が323位、住居水準充実度が70位ということでございまして、偏差値は56.43と全てのカテゴリーにおいて順位を下げるという結果になっておりまして、こういったことが偏差値を引き下げ、総合順位に影響を及ぼしているという状況でございます。

これらのランキングを上昇させるポイントといたしましては、5つのカテゴリーにおける15の指標を押し上げる必要がございます。安心度につきましては、子育て支援策の充実を図ることや出生数の向上、利便度につきましては、特産品の開発や市の魅力を発信し、交流人口を拡大させることによる小売業年間販売額の増加、快適度につきましては、移住・定住促進策による転入・転出人口比率の改善、富裕度につきましては、定住策による持ち家率の増加、移住策による生産年齢人口の増加、企業の活性化を図ることによる地方税収額の増加、住居水準充実度につきましては、住宅購入に対する支援を行うことなどによる住宅延べ床面積及び持ち家世帯比率の増加を図ることなどで住みよさランキングにおける指標が上昇をし、ランキングの上昇が見込まれるものではないかと考えております。

特に快適度が545位と最も低い項目になっておりますが、その一つの要因といたしまして、人口1人当たりの都市公園面積が少ないことが影響している中、昨年でございますが、これまで2公園でございました都市公園に加え、既存の4公園を都市公園化したことによりまして快適度のポイントは上昇する予定でございますが、ポイントが反映されますのは再来年度となる見込みでございます。

ランキングを上昇させるポイントとして御説明をさせていただきました内容につきましては、本巢市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる、安定した雇用の創出、新しい人の流れ、若い世代の結婚・出産・子育て、暮らしの安心・安全の確保、新しいふるさとづくりの5つの骨子に係る事業を遂行することとリンクをしておりまして、議員が御指摘のとおり、地方創生の取り組みを推進することが住みよさランキングの上昇に直結するものであるというふうに考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

次に移ります。

ここで少し本巢市の知名度について触れたいと思いますが、私は議員となってから多くの勉強会に参画をしており、各方面のセミナーにも積極的に参加をしております。また、県内外の多くの議員とのつき合いもあり、選挙応援等にも駆けつけております。こういった場面で本巢市を紹介するに当たり、淡墨桜で有名なといったフレーズをよく使います。しかしながら、これは県内ではまだしも、県外となると意外と知られていないのが現実であります。また、平成18年オープンの、当時は全国で3番目とか、中部地方で1番だとかいった売り場面積であったモレラを引き合いに紹介をしておりましたが、その後、あちらこちらにもっと大規模なショッピングモールができ、それも現在では通用いたしません。

そんな全国的には知名度が低いこの本市にあって、この住みよさランキングでは現在でも常に全国でベストテンにランキングをされているという、本市にとっては自慢できるものであります。しかしながら、このことも余り多くの方は知らない。もっと言うなら、本巢市民にさえも認識されていないのが実態であります。これについては、控え目で謙虚な市長ゆえのことかと存じますが、これを積極的にPRすべきではないかというふうに私は考えますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、御質問の市民の士気高揚と地名度アップへ、これを積極的にPRすべきではという御質問にお答えをさせていただきます。

1点目でお答えをいたしましたように、住みよさランキングという言葉の持つ好感度を最大限に活用し、また全国9位であるということを積極的にPRしていくことは、まちづくりを推進する上で非常に重要なことであることから、昨年度策定をいたしました本巢市まち・ひと・しごと創生総合戦略のサブタイトルといたしまして、「住みよいまち 日本一を目指します」を掲げておりますとともに、ことし6月に岐阜県が作成いたしました岐阜県移住・定住ガイドブック「清流の国ぎふの暮らし」の本市の掲載欄や、地方創生西美濃広域連携事業の西美濃地域定住促進のPR事業において作成をいたしました岐阜西美濃移住・定住ガイドブック「まんなか暮らし」の本市のページにおきまして、それぞれ2009年住みよさランキングで1位であったこと、さらには市で作成をいたしました移住・定住ガイドブックチラシには「住みよいまちで全国的に有名な本巢市」と冒頭で表記するなど、市民の皆様の士気高揚や本巢市の地名度アップに努めているところでございます。

1点目の御質問でもお答えをさせていただきましたが、住みよさランキングで全国9位であるという誇りを持って、今まで以上にそのことを積極的にPRし、一人でも多くの方に本巢市の魅力を認識していただき、市の知名度アップに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

再質問いたします。

私が言いたいことは、このことを広くPRすることで、自分の住むまちはこんなにすごいまちなんだというふうに認識をすることができます。これは市民の士気高揚となり、本巣市全体が意気軒昂となることや本市の知名度アップにつながる。そして、こんな住みよいまちなら私も住んでみようというふうなことになるのではないのでしょうか。

具体的にはどんなことかと申しますと、住みよさランキング全国第何位のまち本巣市と、そうした統一したタイトルでこういったことをホームページに掲載したらどうか、さらには、このタイトルを記した大きな垂れ幕を4つの庁舎に堂々と掲げ、来庁者にアピールすることを提案したいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

ただいま御質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

実は今回、議員からこういった御質問の通告をいただきまして、早速ではございますけれども、市のホームページにこういった形のものを取り上げていこうということで、現在、調整をさせていただいております。そういったことに加えまして、市の広報紙でありますとか、そういったときにランキングづけがされて、最新号の段階でこういったことを積極的に広く市民の方に周知をしていきたい、こういったことも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それからまた、いろんな施設に、例えば懸垂幕であったり、そういった形で今後、いずれにいたしましても、ランキングで毎年上位であるというような趣旨のことを積極的にPRしていければというふうに思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

私も、これからは全国住みよさランキング第何位のまち本巣市というふうにPRしていきたいと思っておりますので、よろしくお伺いをいたします。

それでは、次に移ります。

今までランクアップのポイントとPRについて尋ねてきましたが、最後、市長にお聞きをしたいと思っております。

ことしの春ごろ、お隣の大野町が、お金持ちが多いまちとして多くのメディアが取り上げていました。何でも、平均の世帯年収額が全国7位ということでもあります。詳しい中身はというと、町の

総生産額や1人当たりの所得額は大きいたはありますが、バラ、柿などの農業収入があること、子育て施策の充実で働く母親が多いこと、便利がよい割に土地代が安く、敷地が広いので、3世代同居率が高い、つまりは、じいさん、ばあさん、嫁さんまで家内全員が働き、同居をしているので、必然的に世帯収入が多いというわけであります。

このことを宇佐美町長にお祝ひ申し上げたところ、にこにこと、そして自慢げに、いやあ、反響が大きく、物すごい問い合わせですよというふううれしそうに答えておりました。まだ数カ月前のことなので、このことで特に町政に大きな変化はないだろうけど、全国ベストテンの反響は、メディアの扱いを見ても、物すごく大きなことだというふうに感じました。そして、住民に実感はないだろうけど、お金持ち全国第7位の称号は、大野町民にとって大きな励みとなるほほ笑ましいニュースであったのではないでしょうか。

これまで申し上げてきたとおり、本市では現在も優位にあり、これは全国的にも地名度の、注目度の高い都市ランキングであります。1位奪還を目標に、さらに上位を目指し、これに特化した施策を推進することは、市民の一体感を創出し、士気を高め、市民協働につながるのではないでしょうか。そして、それは本巢市の輝く未来に向けた喫緊の課題である地方創生を大きく加速させるものと期待をいたします。市長の見解をお伺ひいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、住みよさランキングを使ったまちづくりということでの最後の質問で、私への質問でございますが、先ほど来、議員のほうから大変力強い、また御提言もいただき、そして我々も、この住みよさランキングというのをもっとしっかりと捉えて、これはなかなかいいPRの材料になるということの意を強くいたしておりまして、今後こういうものについてしっかりとやっていきたいなと思っております。

いずれにいたしましても、この都市住みよさランキングで全国的に第9位というのは大変すばらしいことでありまして、先ほどの資料の4というところで、私もこの本を買ひまして、何か本巢市がどうのこうのと言ったもんですから、私も本を買ひまして見させていただきました。そういう中で、取材者の方が、毎年このベストテンに入っておるといふのは、これはすごいことやというお褒めのお言葉をいただき。ただ、市民が余り住みよいということにぴんときてないよというようなこともタイトルのところにはありましたが、中を見てもみますと、この本巢市、なかなか毎年ベストテンに入るといふのはすばらしいことだというお褒めをいただき、そのときはちょっと意を強くしたんですけれども、ますます、きょうもお話を聞いていて、本当にそう思っております。

ただ、過去には1位になったということもありますので、ぜひこれから、先ほども部長が答弁をしましたように、ランキングをもっとやっぱり上げていくことを取り組んでいきたいなと。そして、これからはずうっともベストテンから落ちないように、そしてベストテンをずうっとキープしな

がら、そして、できれば上位を目指して、いつも常連というような形の市になるように、先ほど来お話がありましたが、地方創生関連施策というのもしっかりやりながら、さらなる上位を目指して取り組んでいきたいなというふうに思っております。

と同時に、先ほど来、御提言がありますように、ベストテンに毎年入っているというすばらしいことをやっぱり市内外にPRするというので、私どもが今一生懸命やっています交流人口の増加とか、移住・定住の増加というのを今一生懸命取り組んでおるんですけども、こういうことをPRすることによって、より多くの方に気づいていただいて、あ、そんなにいいところならぜひ行ってみようじゃないかと、住んでみようじゃないかと、こういうことにつながっていけばなあということで、ぜひこれは大きなPRの材料として使っていきたいというふうに思っております。

そうした中で、私どもがちょっと、先ほど市長の謙虚さでちょっと何か云々ということで、余り言わないんじゃないかということも言われましたけど、私自身も、これはあくまでも統計指標に基づく数値で、その中で言われておるまちなんだということで、本当に市民の皆様方がどんなふうに思っているのかなという、ちょっと若干の迷いもあったのは事実であります。

しかし、今回、平成27年度の第2次の総合計画を策定するに当たりまして、市民アンケートを26年度にやらせていただきました。その中で、市民アンケートにおきまして、86.6%の方が本巢市は暮らしやすい、また85.5%の方が本巢市にこれからも住み続けたい、また72.6%の方が本巢市に愛着を感じるといった評価もいただいたということで、私は、この統計指標だけじゃなくて、実際に住んでおられる方からの生の答えを8割以上の皆さん方から、この本巢市は住みやすい、いいまちだということも評価をいただいたということで、大変気持ちいいというか、やっぱり今までやってきている施策、そして先人からずっと続けてきております本巢市のまちづくりというのがやっぱり間違っていなかったんだと、やはりいいまちなんだということを改めて感じたということがありまして、これからもこうした市民の方の期待に恥じないように、期待を裏切らないように、これからも本巢市に愛着を感じ、心から住んでよかったと思っただけのようなまちづくりにこれからも一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思っております。

これからもこうした生の声、そしてまた統計指標の数値の両方をうまく使いながら本巢市のPRに取り組んでいきたい、そしてまた本巢市のまちづくりに積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。ありがとうございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

私が思いますに、この住みよさというものは人それぞれのニーズや感覚の問題であり、根尾に住む私も、さっきああは言いましたが、実際にはそんなに住みにくさを感じることはなく、逆に四季を感じて暮らせることに喜びを感じることもあります。

しかしながら、総合的な住みよさというものを考えたときには、この住みよさランキングで使っ

ております5つの観点というのは実には的を射たものであり、これを検証してランクアップへ特化した施策をすることが、我が本巢市はさらによいまちへとつながるんだろうというふうに思います。市長が目指す笑顔があふれる本巢市へ、ぜひこんな観点でまちづくりを進めていただくことを願い、この質問は終わりたいと思います。

次に、2点目、本巢縦貫道の4車線化について質問いたします。

本巢縦貫道は、国道157号と県道23号、北方多度線が接続し、本市を南北に縦断し、国道21号に交差する道路であります。交通量調査によりますと、下真桑交差点地点で1日2万5,000台を超える交通量があります。私が子どものころは、まだこの道路はなく、根尾から岐阜へ行くには現在の柿の里のところから旧道を通り、北方の町なかを経由するルートで、これが岐阜バスの路線となっておりました。もう1つは山口から犬塚に出て黒野を経由するルートで、どちらを通っても細い道で、岐阜まで90分ほどかかり、憧れのまちまでは遠い遠い道のりでありました。

そうした中、この通称本巢縦貫道が開通し、岐阜までの時間が格段に短縮されたことに加え、大垣方面や岐阜市南部へも行きやすくなり、行動範囲が広がるとともに、その利便性は飛躍的に高まりました。近年では平成18年にオープンしたモレラ岐阜、これが休日ともなると、この周辺の道路は渋滞をし、苦情も多いところがございますが、別の角度から見ると、この混雑ぶりというものは、まちのにぎわいを実感し、私が幼いころと比較すると夢のような光景であり、この道路が果たしている意義は大変大きなものがあるというふうには実感しております。

本市の市街地を貫く道路は、この先にもこの道しかなく、将来にわたり、本市のみならず、地域のさらなる発展に向け、多大な役割を担う最も重要な幹線道路というふうに認識しております。東海環状自動車道、インターチェンジ開通後のまちづくりにおいては、さらにこの道路が果たす役割は大きくなり、4車線化は将来計画において重要な課題であるというふうに考えております。

そこでまず1点目でございますが、この本巢縦貫道の4車線化について市長の見解を伺います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本巢縦貫道の4車線化についての御質問にお答えを申し上げます。

本巢市におきましては、地域を結び、安全・快適に利用できる交通環境づくりを目指しまして、平成20年3月に策定いたしました本巢市道路網整備計画に基づきまして、今、道路整備を進めておるところでございます。特に大型商業施設の出店や、東海環状自動車道の整備計画に伴う渋滞の解消や、物流、観光などの振興による地域経済の発展を図るため、関連する道路でございます西部連絡道路や市道糸貫7号線などの整備に重点的に取り組んできたところがございます。

こうした中、市内の南北の交通軸でございます、先ほど議員の御指摘の本巢縦貫道につきましては、現在でも、こうした大型商業施設ができたことによりまして、休日等には慢性的な渋滞が生じております。今後、糸貫インターチェンジの供用開始が出てまいりますと、市内のこの2車線部分、

この縦貫道の2車線部分というのは交通集中に伴うさらなる渋滞が起きることが想定されております。この本巢縦貫道の4車線化につきましては、これまでもさまざまな形で検討をされてきたところではございますが、今後、東海環状自動車道の整備に伴う都市構造の変化を考えますと、長期的な計画となりますが、市としても取り組むべき重要な課題であり、沿線自治体の瑞穂市、北方町とも連携し、4車線化に取り組んでまいりたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

今、市長の答弁にあったように、4車線化については私の思いと同じで、必要性があるということを確認いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

市街地を通る道路の4車線化に向けての取り組みとして聞きました岐阜市のことを少し取り上げてみたいと思いますが、以前、岐阜市では、忠節橋北から先までの忠節橋通りの4車線化について構想を立ち上げた当時、古くから栄え、店舗や住宅が密集するこの忠節から則武までを見ると、そんなことはできっこない、無理な計画だと誰もが言ったそうであります。しかしながら、当時計画あった岐阜大学病院が黒野地区へ移転をし、岐阜駅から真つすぐに大学までを結ぶこの沿線には、橋南は岐阜高校があり、橋を渡ると岐阜北高・県岐商があり、その先にはマーサという大型商業施設もあり、これら高校や岐阜大学へバス通学する学生も多く、バス路線としても重要な役割を果たすこの道路の4車線化は、近い将来、絶対必要なものと決意をしたそうであります。その決意として4車線化を都市計画に掲げ、粘り強く取り組んだということでもあります。

現在では、全線とはいかないまでも、専用のバスレーンを設けるなど、着々と事業が進んでおり、現在では大学病院前は長良方面への路線もあり、岐阜市北のバスターミナルとしての役割を果たすほどになっており、岐阜市のまちづくりにおいて、この道路の4車線化は大きな役割を果たしております。まちづくりとは、こうしてしっかりとした将来像を描き、その計画のもと、必要なものは時間をかけてでも必ず実行していくものだというふうに改めて感じました。

店舗や住宅が立ち並ぶ本巢縦貫道の4車線化は早々簡単にできるものではありませんが、進めるに当たっては、関係機関への陳情や関係市町との連携、そして長い時間を要するであろう、この大きな課題を次世代へしっかりと引き継ぐためにも、本市の都市計画に明確に示すことが大切であるというふうに考えます。市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、御質問にお答え申し上げたいと思います。

本巢縦貫道につきましては、現在2車線となっております区間というのは、御案内のように、県

が管理いたします一般国道157号線でございます。お話にありますように、都市計画の変更をするとなると、これは都市計画道路として位置づけるということになるわけでありまして、そうしますと県による都市計画の決定が必要となります。都市計画決定までには、先ほどからお話がございますように、地権者等々いっばいございまして、いろいろ問題はありますけれども、地権者の皆さん、また管理者でもございます県との協議など、多くのプロセスと時間が必要でございます。

また、新しく都市計画決定を受けるには事業化をしていくということも前提条件になります。かなり長期的な、先ほど議員のほうもお話がありますように、長期的な計画で取り組んでいかなきゃならないというふうに思っております。

そういう中で、そういうことを実現しようするには、県の計画ではあるわけですが、都市計画法第15条の2の規定では、市町村は、必要があると認めるときは、都道府県に対し、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができるということが都市計画法に定められておまして、今回のこの本巣縦貫道の都市計画の見直しというものにつきましては、県に申し出るといこともできるとなっております、そのためには、先ほどからお話がございますように、市のほうにおいても都市計画のマスタープランといったものにもしっかりと位置づけて、市としても、これは大変重要な道路であるよということをやっていく必要があるということでございます。このため、昨年度から改定作業、また、本巣市の都市計画のマスタープランの見直しを、2020年に向かって、今、都市計画の見直し作業をしておりますが、この中に、地域に必要な交通軸ということで、国道157号の主要地方道岐阜大野線の交差点から三橋南交差点までの2車線区間について4車線化ができるように、そういった方針をこの都市計画のマスタープランの中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

また、三橋南交差点から南の国道21号までの北方多度線がありますけれども、これはずうっと続いておりますので、この区間につきましては、本巣市から離れまして、沿線自治体でございます瑞穂市、北方町とも関係がありますので、こういった関連の2市1町の皆さんとも協議する必要があります。今後、この両市町とも協議を行ってまいりますとともに、連携して国・県へ要望することにして、この4車線化または都市計画の見直し、4車線化というのに取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

今、力強い御答弁があったと思いますが、市長の今答弁にもあったように、本市においては都市計画のマスタープランにきちっと明記するというところでありますし、また、私が申しますのは、本巣縦貫道というのは国道21号までの話でありますので、本市だけの部分が4車線化になっても、地域としてはうまくこの道路が機能していかないということでもありますので、藤原市長におきましては、連携しておりますもとす広域でもリーダー的な首長さんでありますので、ぜひともリーダーシ

ップを發揮していただいて、北方、瑞穂とも連携をして、この21号接続部分までのきちんとした本巢縦貫道としての整備をお願いしたいというふうに思います。この質問は終わりたいと思います。

3点目に行きます。

大構橋かけかえ工事に伴う安全・環境対策ということでございますが、現在この橋の工事が進められております。この市道糸貫1109号線は、西部連絡道と本巢縦貫道の2つの大きな幹線道路を2車線で結ぶ道路で、このあたりで移動する上で大変利便性の高い道路というふうに認識をしております。私たち北部の者にとっても、南部から西部連絡道を通して帰るとき、157号に出るにはここを通るのが一番の近道でありますし、またあるいは南部へ向かうときにも、モレラ前の渋滞を避けるために利用する道であります。

しかしながら、この道路沿線内には、国家事業である徳山ダム建設の犠牲となってふるさとを追われ、集団移転した方々が一緒に暮らす大構団地があります。徳山の時代からともに支え合い、かたいきずなで結ばれた人たちが、第2のふるさととして、移転後も仲よく暮らすとても静かな団地であります。聞くところによりますと、団地の建設時、この西側にかかる大構橋は、団地内の道路を自動車が速度を上げないで安全に通行するようにと、わざわざ1車線の狭い橋にしたということでもあります。本来なら目の前に縦貫道が走る団地内の方々にとっては、ここが2車線となっても何ら便利さを感じることはないところではありますが、移転当時とは周辺の環境が大きく変化する中、周辺住民が西部連絡道から縦貫道へと、あるいはその反対に進むにも利便性を考え、協力したものと推察をいたします。そういった背景の中、この道路の2車線化によって、団地内の方々にとっては、今の静かな暮らしの環境が著しく悪化することが想像されます。

そこでまず1点目でございますが、2車線化により、交通量の増加と通行速度の上昇により団地内住民の危険度が増し、さらには騒音や振動、排気ガスや粉じんなど環境面においても影響が心配をされます。こういった私の想定への見解と対策について、産業建設部長にお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

交通量の増加と通行速度の上昇によりまして団地内住民の危険度が増し、さらには騒音、振動、排気ガス、粉じんなどの環境面において影響が心配される。見解とその対策についてお答えをします。

かけかえ前の大構橋は幅員が狭く、車両のすれ違いが困難であったことから、その解消を目的としまして、かけかえ工事を行っております。かけかえによりまして、2車線の幅員と同時に歩道が確保されますので、円滑な車両通行と歩行者の安全が確保できると考えております。しかしながら、交通の円滑化に伴う交通量の増加や通行速度の上昇によりまして、本路線と団地内道路との交差点などで事故の発生が危惧されることから、安全施設の整備が必要と考えております。対策の検討に当たっては、地元の意見をお聞きするとともに現地調査を行い、対応可能なものについては、橋梁

にあわせて整備することとしております。

なお、地元要望には市のみでは対応できないことも含まれておりますので、その対応については関係機関に情報提供しながら進めているところでございます。また、騒音、振動、排気ガスや粉じんについては、環境基準を大きく超えることはないとは考えておりますが、将来的な影響は明確でないことから、今後、交通状況を確認しながら対策の必要性も含めて検討したいと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

再質問いたします。

この工事というのはもう終わりに近づいて、完成に近づいているというふうに認識をしておりますが、今触れられませんでした。必要性は感じておることはわかったんですが、具体的にはどんな対策を講じるのか、あるいは予定をしているのか、お答えください。

○議長（大西徳三郎君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、安全対策についてお答えをさせていただきます。

この大構の工事につきましては、本年の4月5日付で地元自治会より要望をいただいております。大構のかけかえ工事に伴いまして、東西方向の通行量が増加と予測されることから、同交差点での交通安全対策として整備をしていただきたいということで、カラー舗装とか、減速マークのチャッターバーとか、それからポストコーンというような要望を具体的にいただいております。また、これらの、今お話しさせていただきましたカラー舗装や減速マーク、ポストコーン、それから交差点につきましては、市のほうで対応はできるわけですが、ただ、横断歩道の移設につきましては、後談の話がございまして、こちらのほうにつきましては公安委員会との協議がございまして、現在こちらのほうでも移設について協議をしているところでございます。

いずれにしましても、これらのことにつきまして、おおむね自治会の要望にお応えできるような形で進めさせていただけることをお答えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

次に移ります。

皆さん周知のとおり、この近隣には高速道路のインターチェンジの開設が控えております。本県縦貫道や西部連絡道の幹線道路には、この高速道路の開通後は、このインターチェンジから流れる

車で相当の交通量の増加が予想されます。また、その渋滞回避に伴い、この道路の利用はさらに増加するものというふうに想定をされます。

状況は変化する中、今後においても、この状況を注視しながらの対応をここについては望みたいと思いますが、担当部長として責任ある答弁をお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問にお答えいたします。

近隣に高速道路インターチェンジの開設が控えておりまして、開通後は渋滞回避もございまして、さらに交通量の増加が予想される。今後の対応はどうかということですが、本市は、東海環状自動車道の整備を契機としまして、当路線を活用した拠点開発による地域内企業や、交流を生かした地域内産業の活性化を促進することを考えております。さらに、市民生活の利便性向上や交流人口の拡大が見込まれる一方で、地域内交通量の増加が想定され、市民生活への影響が懸念されるところでございます。

それで、市では、西部連絡道や市道糸貫7号線、都市計画道路長良糸貫線など整備を進め、道路交通の利便性向上と渋滞対策、歩行者の安全確保に取り組んでいるところでございます。

東海環状自動車道の開通後においても、引き続き地域内の円滑な交通の確保に努めるとともに、本路線、大構橋につきましても、国道157号線の渋滞を避けた車両などが団地内に入ると安全が損なわれるというようなことが想定できますので、今後において、その道路の利用状況を注視しながら対応を検討していきたい、そのように考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

これで質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

9月16日金曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午後3時26分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員